

# 三井合名会社体制の破綻とその再編成

——一九三〇年代の三井合名会社について——

松 元 宏

はじめに

## 一 決算諸表にみる一九三〇年代の動向

- 1 資本ならびに資産の構成
- 2 収入ならびに支出の構成
- 3 利益金とその分配

## 2 改革の実態

## 三 資金需要の著増とその対応

- 1 投資需要の増大
  - 2 経費の増大
  - 3 資金の調達
- ## 四 三井合名会社の破綻とその改組

## 二 「財閥転向」の実態

- 1 組織の改革

は じ め に

三井財閥は、一九〇九（明治四二）年、財閥本部としての三井合名会社を設立し、銀行・物産・鉱山等の直轄事業を株式会社組織に改め、その株式を三井合名会社で独占所有する体制を発足させた。この三井合名会社体制は、資本所有と経営との分離という合理性を建前としながら、頂点に位置する三井合名会社が独占的持株会社として、傘下事業の統轄と資本蓄積の集中機能をはたし、外延的に拡大発展する傘下事業を強力に支配するものであった。しかも、三井合名会社自体は、三井一家によって完全に独占所有されるという、家族的紐帯による資本集中と閉鎖的資本形態とをその特

徴としていた。

本稿で直接問題とするのは、以上のような三井合名会社体制が一九三〇年代に入って、十分その機能をはたさなくなり、やがて機構改革によって再編される、その歴史過程を具体的に追求することである。その作業により、三井合名会社体制がなぜ破綻するのか、また、再編成の必然的なコースは何かを内在的に解明したいと考えている。当然のことながら、この時期の三井財閥の分析は、一九三〇年代における日本資本主義が、国家独占資本主義あるいは戦時国家独占資本主義へ何時移行したのかという問題解明と深い関係にあるが、本稿ではそこまで論究するための十分な分析の余裕はない。さらに、三井財閥の事業部門の検討、とくに独自の総合商社三井物産会社、重化学工業三井鉱山会社の分析をおこなったうえで、改めて別の機会に譲らざるをえない。

なお、筆者はすでに三井合名会社に関係するつぎの四つの論文を発表している。本稿と合わせて参照していただくことを希う。そのうち、第三論文は、本稿の分析内容と直接かかわる問題を対象としている。

- 第一 「三井合名会社の発展と資本構造——一九〇九～一九二二年——」(『三井文庫論叢』第五号、一九七一年)
- 第二 「一九二〇年代の三井合名会社」(同右第六号、一九七二年)
- 第三 「三井本社設立についての覚書——戦時下財閥再編成の側面——」(同右第八号、一九七四年)
- 第四 「三井合名会社成立の諸前提——日本金融独占資本成立史へのアプローチ——」(一橋大学経済研究所『経済研究』第26巻第4号、一九七五年)

## 一 決算諸表にみる一九三〇年代の動向

まず、一九三〇年代における三井合名会社の経営動向の特徴を三井合名会社「決算諸表」<sup>1)</sup>を素材にして明らかにして

おこう。

## 1 資本ならびに資産の構成

第一表三井合名会社の資本構成（一九三〇～一九四〇） 第一表によって資本構成の動きをみよう。一九二六（大正一五）年公称資本金が二億円から三億円へ増資され、各期毎に数百万円ずつ払い込まれてきた資本金は、一九三一（昭和六）年上期の三〇〇万円払い込みで二億四七〇〇万円に達した後全く払い込まれていない。積立金も一九三〇年代初めの一億一〇〇〇万円台から一九三四（昭和九）年上期に二〇〇〇万円を減じて九〇〇〇万円弱に落ちて以後、その水準に停滞している。一九一〇・二〇年代と内部蓄積資金を著増させてきた三井合名会社が、一九三〇年代に入ってその資金蓄積を停滞させている点は顕著な特徴である。つぎに、内部留保の停滞と密接な関連をもつて、一九三八（昭和一三）年下期から多額の借入金が生じている。この二八〇〇万円の借入金は、かつて一九二〇（大正九）年三井鉱山会社にたいする増資払い込みに際して三井銀行から借入れた二〇〇〇万円にくらべてさほど多額とはいえないかもしれないが、一九二〇年の借入金が毎期一〇〇万円ずつ確実に返済されたことにくらべれば、返済の見込みの立たない恒常的な借入という特徴を示している。借入金の使途は後に検討するように、主として所有株式の払い込み資金であった。

第三に、「預り金」と前期繰越金が漸増していることである。「預り金」は、その大部分が、三井一家に限られる三井合名社員にたいする配当金のうちから、納税準備金として預かったものであり、借入金とはその性格を異にしている。いずれも、公祖公課の著増への対応である。<sup>(2)</sup>

第二表三井合名会社の資産構成（一九三〇～一九四〇） 第二表によって資産構成をみよう。一九三〇年代においても資産の大部分が有価証券であるという事情は全く変わっていない。有価証券のうち九〇パーセント以上が株式である。

第1表 三井合名会社の資本構成 (1930~1940)

期 年 月	払込資本金	積立金	「預り金」	借入金	前期繰越金	当期利益金	未決算勘定	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
42 1930. 7	239,000	117,563	7,654		774	9,691	2,547	377,229
43 1931. 1	244,000	117,803	6,376		474	8,360	3,956	380,969
44 1931. 7	247,000	118,030	4,841		1,974	7,573	4,297	383,715
45 1932. 1	247,000	112,706	2,989		1,974	7,315	3,176	375,160
46 1932. 7	247,000	108,783	5,562		1,974	5,031	3,968	372,318
47 1933. 1	247,000	107,702	6,189		474	7,649	5,362	374,376
48 1933. 7	247,000	108,178	4,563		474	10,207	13,429	383,851
49 1934. 1	247,000	108,627	8,814		974	15,847	6,922	388,184
50 1934. 7	247,000	89,401	16,801		974	5,433	7,498	367,107
51 1935. 1	247,000	89,845	14,578		1,484	5,556	8,291	366,754
52 1935. 7	247,000	88,917	13,134		2,808	8,794	9,813	370,466
53 1936. 1	247,000	88,977	16,073		3,348	9,792	11,634	376,824
54 1936. 6	247,000	89,121	18,660		3,387	9,636	13,251	381,055
55 1936. 12	247,000	88,193	23,625		3,719	19,478	11,694	393,709
56 1937. 6	247,000	88,344	30,579		3,864	12,051	11,317	393,155
57 1937. 12	247,000	88,517	31,529		4,200	12,728	10,392	394,366
58 1938. 6	247,000	88,696	27,925		4,206	15,601	9,771	393,199
59 1938. 12	247,000	88,853	31,984	28,000	4,488	12,702	8,900	421,927
60 1939. 6	247,000	89,014	29,301	28,000	4,517	15,393	12,502	425,727
61 1939. 12	247,000	89,055	31,773	28,000	4,716	19,496	9,649	429,689
62 1940. 6	247,000	89,054	29,708	28,000	8,890	30,577	12,957	446,186

出所) 三井合名会社各期「決算表」より。

注) 1. 千円未満切捨て。

2. 「預り金」は社員(三井11家)からの預り金と使用人身元保証金預り金等である。

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第2表 三井合名会社の資産構成（1930～1940）

期年月	有 価 証 券					不 動 産		
	株 式	国 債	その他	(a)小計	(a)/(g)	土 地	建 物	(b)小計
	千円	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円
42 1930. 7	281,867	25,464	2,355	309,686	82.2	11,191	26,616	37,807
43 1931. 1	282,253	25,493	2,303	310,049	81.5	11,233	26,943	38,176
44 1931. 7	282,312	28,196	2,780	313,288	81.7	11,278	26,502	37,780
45 1932. 1	275,285	26,190	2,752	304,227	81.2	11,372	26,041	37,413
46 1932. 7	275,717	21,867	2,752	300,336	80.5	11,375	25,520	36,895
47 1933. 1	275,012	18,050	2,130	295,192	79.0	11,425	24,924	36,349
48 1933. 7	276,996	15,133	2,130	294,259	76.8	11,501	24,365	35,866
49 1934. 1	270,387	16,630	1,929	288,946	74.6	11,518	23,793	35,311
50 1934. 7	254,890	21,219	1,809	277,918	75.8	11,518	22,409	33,927
51 1935. 1	259,392	22,070	1,805	283,267	77.4	12,090	22,983	35,073
52 1935. 7	259,824	23,612	1,191	284,627	76.9	12,213	22,532	34,745
53 1936. 1	264,271	23,612	1,086	288,969	76.9	12,205	22,237	34,442
54 1936. 6	267,619	20,415	506	288,540	75.9	12,187	21,793	33,980
55 1936. 12	278,831	20,497	543	299,871	76.2	11,205	20,658	31,863
56 1937. 6	295,428	23,437	543	319,408	81.3	11,173	20,376	31,549
57 1937. 12	301,233	23,437	543	325,213	82.5	12,218	19,893	32,111
58 1938. 6	304,792	23,437	543	328,772	83.6	12,222	21,646	33,868
59 1938. 12	342,812	23,437	543	366,792	87.0	12,217	21,217	33,434
60 1939. 6	346,770	23,522	543	370,835	87.1	12,218	20,821	33,039
61 1939. 12	343,926	23,658	543	368,127	85.7	12,201	20,496	32,697
62 1940. 6	338,200	23,821	543	362,564	80.2	11,951	19,904	31,855

出所) 三井合名会社各期「決算表」より。

注) 1. 千円未満切捨て。

2. 有価証券のうち、その他は地方債券が主で若干の社債券を含む。

3. 「起業費」はすべて農林業投資である。

4. 預金のうち、その他は金銭信託が主である。

「繰替金」		預 金				未 決 算		合 計
(d)	(d)/(g)	銀 行	その他	(e)小計	(e)/(g)	(f)	(f)/(g)	(g)
千円	%	千円	千円	千円	%	千円	%	千円
4,445	1.2	11,751	2,328	14,079	3.7	1,858	0.5	376,795
4,280	1.1	12,393	5,370	17,763	4.7	1,060	0.3	380,511
4,274	1.1	13,701	3,352	17,053	4.4	1,697	0.5	383,388
4,602	1.2	14,102	3,352	17,454	4.7	1,508	0.4	374,688
10,798	2.9	11,521	2,175	13,696	3.7	1,600	0.4	372,983
14,481	3.9	14,785	1,588	16,373	4.4	1,506	0.4	373,714
14,488	3.8	24,139	2,088	26,227	6.8	2,499	0.6	383,298
13,769	3.6	34,499	3,588	38,087	9.8	3,304	0.8	387,474
12,774	3.5	26,977	2,588	29,565	8.1	4,151	1.1	366,484
12,828	3.5	22,667	1,588	24,255	6.6	2,393	0.7	365,771
11,852	3.2	25,257	3,088	28,345	7.7	2,308	0.6	369,887
11,824	3.1	28,680	2,088	30,768	8.2	1,914	0.5	375,873
11,011	2.9	37,643	1,588	39,231	10.3	2,253	0.7	380,120
10,986	2.8	47,169	1,588	48,757	12.4	2,090	0.5	393,567
10,102	2.6	24,831	1,588	26,419	6.7	2,956	0.7	393,034
9,856	2.5	17,027	2,588	19,615	5.0	3,653	0.9	394,248
8,685	2.2	16,887	2,423	19,310	4.9	461	0.2	393,096
8,649	2.1	4,815	2,423	7,238	1.7	1,227	0.2	421,840
7,666	1.8	5,681	1,588	7,269	1.7	848	0.2	425,657
7,910	1.8	11,461	1,588	13,049	3.0	1,165	0.3	429,608
42,284	9.4	5,571	1,588	7,159	1.6	1,570	0.3	452,092

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第2表つづき

年 月	「起 業 費」		
	(b)/(g)	(c)	(c)/(g)
1930. 7	10.0%	千円 8,920	2.4%
1631. 1	10.0	9,183	2.4
1931. 7	9.9	9,296	2.4
1932. 1	10.0	9,484	2.5
1932. 7	9.9	9,658	2.6
1933. 1	9.7	9,813	2.6
1933. 7	9.4	9,959	2.6
1934. 1	9.1	8,057	2.1
1934. 7	9.3	8,149	2.2
1935. 1	9.6	7,955	2.2
1935. 7	9.4	8,010	2.2
1936. 1	9.2	7,956	2.1
1936. 6	8.9	5,105	1.3
1936.12	8.1	—	—
1937. 6	8.0	2,600	0.7
1937.12	8.1	3,800	1.0
1938. 6	8.6	2,000	0.5
1938.12	7.9	4,500	1.1
1939. 6	7.8	6,000	1.4
1939.12	7.6	6,660	1.6
1940. 6	7.0	6,660	1.5

簿価でみる株式所有の推移は、三〇年代初めの二億八〇〇〇万円台から一時、二億五〇〇〇万円台に落ち、三〇年代末にはふたたび漸増して三億四〇〇〇万円台に達している。株式のうち八〇パーセント以上が、直系会社の株式であることと変わりなく、他株式との比率もほとんど変化していない。<sup>3)</sup>株式所有の内容は第三表にみる通りである。つぎに国債をみると、株式と同様三〇年代前半に一五〇〇万円台となり、その後二三〇〇万円台まで増えている。だが、国債の所有が余り増加しない点の特徴であろう。また、その他の有価証券の大部分は、注に示したように、地方債であるが、この所有も三〇年代後半には五四万三〇〇〇円に固定している。

つぎに不動産をみよう。土地の簿価額は表にみる通り、一一〇〇〇〜一二〇〇〇万円台に一定しているが、土地所有の内容は三〇年代半ばに大きく変わっている。一九三六(昭和一一)年七月、農林事業部門が分離されて日東拓殖農林株式会社(一九四二年二月三井農林株式会社と改称)が設立されたからである。この時、それまで三井合名会社農林課に所属してい

た台湾・朝鮮の農林業地、北海道斜里農場、美濃・留萌の山林等が新会社に譲渡され、三井合名会社の所有地は、東京・大阪・神戸等を中心とした市街地を主とすることになった。建物は大部分が賃貸ビルディングであり、簿価額は減価償却により累期通減しているが、確実に収益をもたらす資産であった。<sup>(4)</sup>

つぎに「起業費」をみよう。この「起業費」は、一九三六（昭和一一）年上期まで以前からの事情と変わらず、全て農林業投資の未償却額であった。前記日東拓殖農林株式会社の設立に際して、この「起業費」も引継がれた。したがってその後の「起業費」の内容は変わり、それはすべて石油合成三池工業組合への出資であった。

つぎに「繰替金」をみよう。この内容も以前と変わらず、主なものは関係会社への供給資金、三井家同族にたいする立替金、名義貸株式、満州国にたいする借款等であった。一九四〇（昭和一五）年上期に四二〇〇万円台と急増した理由は、三井合名会社の改組が予定されて同社所有株式のうち金融関係三社株式を三井一家が譲り受けることになり、その三井家買収資金を三井合名会社が立て替えたからである。

つぎに預金をみよう。銀行預金の大部分は三井銀行への、預金でありそのほとんどが通知預金であった。三〇年代半ばに預金額の増加がみられる。その他の預金は、主に三井信託への金銭信託であった。これら預金先、預金の種類など以前と全く変わっていない。

第3表 三井合名会社の株式投資（1936・1940）

投資先	1936年6月30日現在				1940年6月30日現在			
	1株払込金 円	株式数量 株	投資金額 円	1株当簿価 円	1株払込金 円	株式数量 株	投資金額 円	1株当簿価 円
三井物産旧	100	996,570	99,657,000	100	50 新 22.5	1,994,000 997,010	122,132,725	50.01 22.50



三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

三井鉱山旧	100	496,600	} 71,660,000	100.01	50	1,959,000	} 132,443,500	50.01
新	44	500,000		44	25	1,379,740		25
東神倉庫旧	100	43,790	} 11,429,000	104.55	100	17,490	1,749,000	114.01
新	75	94,000		75				
三井銀行旧	100	200,000	} 33,790,750	100				
新	50	275,815		51	50	275,927	13,796,350	甲 42.27 乙 72.05
三井信託	25	96,230	2,405,750	26.03	25	95,830	2,395,750	26.03
三井生命保険	12.50	30,000	375,000	50.99				
日東拓植農林旧					45	178,930	} 8,418,450	45
新					50	7,332		25.34
小計			219,317,500				280,935,775	
芝浦製作所 (東京芝浦電気)	50	149,838	7,491,900	43.10	旧 50 新 12.50	235,126 236,226	} 14,709,125	48.14 12.50
北海道炭礦汽船旧	50	54,583	} 7,133,520	48	50	71,502		} 7,127,375
新	30	67,919		30	12.50	114,838	12.50	
優先	50	47,336		45.83	50	42,336	45.83	
王子製紙旧	50	144,920	} 9,057,500	60	50	74,920	} 6,119,000	60
新	12.50	144,920		12.50	25	94,920		25
鐘淵紡績旧	50	21,332	} 2,138,200	165	50	53,696	} 2,684,800	129.94
新	25	42,864		87.50				
大日本セルロイド旧	50	55,720	} 3,343,200	27	50	50,000	} 2,500,000	38.50
新	12.50	44,576		12.50				

第3表つづき

投資先	1936年6月30日現在				1940年6月30日現在			
	1株払込金	株式数量	投資金額	1株当簿価	1株払込金	株式数量	投資金額	1株当簿価
熱帯産業	42.50	51,000	2,167,500	15	42.50	51,000	2,167,500	15
日本製鋼所	500	3,750	1,875,000	500				
輪西鉱山	500	3,750	1,875,000	250				
台湾拓植製茶	50	7,251	362,550	25.01				
三信建物	50	5,000	250,000	10	50	3,600	180,000	12.50
電気化学工業 旧	50	6,200	1,030,000	40				
新	37.50	19,200		27.50				
夕張鉄道 旧	50	10,000	750,000	25				
新	25	10,000		15				
小野田セメント製造 旧	50	3,000	225,000	47.7				
新	25	3,000		25				
日本銀行 旧	200	1,638	491,400	416.25	乙200	1,638	491,400	416.25
	100	1,638		129.44	乙100	1,638		129.44
横浜正金銀行	100	6,490	649,000	174.22	100	6,490	649,000	174.22
漢城銀行 新	12.50	500	6,250	5	12.50	500	6,250	5
安田信託	12.05	5,000	62,500	12.50	12.50	5,000	62,500	12.50
住友信託	12.50	3,000	37,500	12.50	12.50	3,000	37,500	12.50
三菱信託	12.50	2,000	25,000	12.50	12.50	2,000	25,000	12.50

三井合名会社体制の破綻とその再編成 (松元)

鴻池信託	新	12.50	1,000	12,500	10.00	12.50	1,000	12,500	10
東京海上火災保険	旧	50	18,768	1,407,600	76.25	乙 50	18,768	1,407,600	76.25
	新	25	18,768		25	乙 25	18,768		25
日本郵船	新	12.50	5,000	62,500	12.50	37.50	4,800	180,000	37.50
日本航空輸送		20	6,000	120,000	10	50	6,000	300,000	0
日本無線電信		25	2,400	60,000	25				
国際電話		12.50	4,700	58,750	12.50				
満洲電信電話	旧	12.50	150	1,875	12.50	37.50	150	7,500	37.50
	新				12.50	12.50	150		12.50
東京高速鉄道		10	20,000	200,000	6	30	20,000	600,000	26
朝鮮鉄道第一	新	20	1,250	25,000	15				
大社宮島鉄道		15	1,500	22,500	5				
東京電気	新	30	20,000	600,000	41.57				
日本アルミニウム	旧	25	10,000	250,000	25	50	10,000	1,250,000	50
	新					37.50	20,000		37.50
日本製鉄		50	4,180	209,000	40				
東洋窒素工業		12.50	5,500	68,750	12.50	25	5,500	137,500	25
理化学興業		85	1,300	110,500	60	50	6,000	300,000	45.83
台湾製塩		30	2,000	60,000	23	50	2,000	100,000	43
北樺太石油	旧	50	1,000	68,750	20	50	1,500	75,000	20
	新	37.50	500	780,000	7.50				
東亜興業	新	30	26,000		780,000	1	30	25,800	774,000



三井合名会社体制の破綻とその再編成(松元)

大阪毎日通信社	旧	100	2,267	} 276,375	100				
	新	25	1,987		25				
国民新聞社	旧	50	1,800	} 190,000	0				
	優先	50	2,000		0				
時事新報社	普通	50	700	35,000	0				
東京ゴルフ		1,000	50	50,000	0	500	100	50,000	0
程ヶ谷ゴルフ		1,000	50	50,000	0	1,000	50	50,000	0
加島信託		12.50	2,000	25,000	0	12.50	2,000	25,000	0
富士写真フィルム	新					22.50	5,000	112,500	22.50
国際電器通信						30	4,450	133,500	30
日本放送電	新					12.50	3,000	37,500	12.50
大日本航空	旧					50	6,000	} 380,000	32
	新					12.50	6,400		8.28
満洲航空	優先					満洲国幣 500	4,200	210,000	500
帝国燃料興業						20	46,000	920,000	20
満洲合成燃料						満洲国幣 30	112,000	3,360,000	30
東北興業						37.50	3,500	131,250	37.50
東北振興電力						50	2,500	125,000	50
北海道開発						12.50	7,000	87,500	12.50
台湾拓殖						25	12,000	300,000	25
朝鮮林業開発						10	40,000	400,000	10
鮮満拓殖						20	25,000	500,000	20

第3表 つづき

投資先	1936年6月30日現在				1936年6月30日現在			
	1株払込金	株式数量	投資金額	1株当簿価	1株払込金	株式数量	投資金額	1株当簿価
滿洲拓殖公社					滿洲国幣 50	49,800	2,490,000	50
北支那開發					12.50	67,820	847,750	12.50
中支那振興					12.50	19,900	248,750	12.50
京浜地下鉄道					10	5,000	50,000	10
出雲鉄道					50	394	19,700	19.04
小計			45,798,445				53,209,187.5	
合計			265,115,945				334,144,962	

出所) 三井合名会社各期「決算附屬表」より。

第三三井合名会社の株式投資 (一九三六・一九四〇) 第三

表から株式投資の動きをみよう。一九三六(昭和一一)年六月と一九四〇(昭和一五)年六月との現在高である。一九三三(昭和八)年一月現在との比較でみると、直系会社投資額は、一九三三年一億二二〇二万円、一九三六年二億一九三二万円、一九四〇年二億八〇九三万円(三井合名会社農林課を分離した日東拓殖農林会社分を含む)と推移している。関係会社投資額は、一九三三年四九〇万円、一九三六年四五七九万円、一九四〇年五三二〇万円と推移し、

第4表 三井合名会社の持株率推移 (1933~1940)

会社	年 月	1933. 1	1936. 6	1940. 6
王子製紙		31.6%	9.7%	2.8%
芝浦製作所		56.4%	49.9%	13.5%
芝浦電氣		19.7%	12.1%	8.2%
北海道炭礦汽船		27.9%	25.1%	6.25%
大日本セロロイド		5.4%	5.4%	3.5%
鐘淵紡績		12.5%	12.5%	0
田本製鋼所		4.5%	4.5%	0
電気化学工業		9.7%	1.0%	0
小野田セメント製造				

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

総投資額は、一九三三年二億七〇九二万円、一九三六年二億六五一五万円、一九四〇年三億三四一四万円となっている。全般的に、一九三六年が谷底となっていることが示されている。詳しくは後に検討するが、一九四〇（昭和一五）年六月現在、すなわち、三井合名会社改組直前における株式投資の到達点について、若干特徴的なことを上げておこう。

まず、直系会社投資が三井物産会社、三井鉱山会社に集中し、直系会社の投資割合が高まったことである。つぎに係会社投資のうち、歴史的に三井財閥の中核的存在で、またそのために投資額も多額であった王子製紙会社外七社（芝浦製作所・東京芝浦電気・北海道炭礦汽船、大日本セルロイド、鐘淵紡績、日本製鋼所、電気化学工業、小野田セメント製造）の占める割合が低下してきたことである。ただし、絶対額では余り変わらないこと、また東京芝浦電気のような重工業にたいする投資が増えていることに注目しておく必要がある。もっとも、上記八社にたいする三井合名会社の持株率は、第四表にみるように急激に低下している。

（一）三井文庫所蔵資料。以下、とくに断わらない限り、すべて同様である。

直系会社株式の割合

年 月	簿 価 額	投 資 額
1928. 1	78.3 %	79.8 %
1933. 1	81.6	81.6
1936. 6	82.6	82.7
1940. 6	80.1	84.1

注) 直系会社とした会社はつぎの7社である。

- 三井銀行
- 三井物産会社
- 三井鉱山会社
- 三井信託会社
- 三井生命保険会社
- 東神倉庫会社
- 日東拓殖農林会社

王子製紙外7社への投資額

年 月	投 資 額	関係会社 投資に占 める比
1933. 1	千円 35,713	71.6 %
1936. 6	32,294	70.5
1940. 6	33,140	62.3

(2) 「未決算勘定」もその多くが、税額未決定分にたいする引当金である。

(3) 直系会社株式の割合は、簿価の比率でみると変化しないが、実際の投資額比率では、上昇している。右上表参照。

(4) 不動産の内容については、前掲第二論文「一九二〇年代」の三井合名会社一七八ページ参照。

(5) 一九三三(昭和八)年一月の株式投資については、同右一八四〜一八七ページ参照。

(6) 三井合名会社の王子製紙、芝浦製作所(東京芝浦電気)、北海道炭礦汽船、大日本セルロイド、鐘淵紡績、日本製鋼所、電気化学工業、小野田セメント製造、以上八社にたいする投資額とその直系会社を除く投資額合計に占める割合は、右下表のごとく変化している。

## 2 収入ならびに支出の構成

第五表三井合名会社の収入構成(一九三〇〜一九四〇) 第五表によって収入構成の動きをみよう。株式配当が主要な収入源であるという事情は、全く変わっていない。このことは持株会社としての三井合名会社の機能を示す最も顕著な特徴であった。昭和恐慌がいちおう回復に向った一九三二(昭和七)年下期から、その配当金は総額一〇〇〇万円台に戻り、三〇年代後半には著増して二〇〇〇万円前後に達している。

その他の収入源をみよう。国債を主とした債券所有による収入は、利子と償還・売却差益とからなっている。そのうち、償還・売却差益は一九三七(昭和一二)年上期以降計上されていない。以前三井合名会社が積極的にこなってきた国債の市場売買は、この時期からみられなくなり、株式と同様に資産として長期に保有されるようになっていた。

不動産収入は、そのうち約八〇パーセントが賃貸ビルディングから、残りの約二〇パーセントが賃貸地からの賃貸料であった。株式配当につぐ収入源であったが、一九二〇年代末に一挙に三倍増となって以来、一五〇〜一八〇万円台にとどまっていた。

農林収入は、北海道斜里、台湾・朝鮮における小作田畑の小作料、北海道・美濃・台湾・朝鮮における製材・製炭を



生とした林業収入、台湾における紅茶製造を主とした茶業収入の三種の収入源からなっていた。恐慌の打撃で収入総額が著減した後、三〇年代半ばには半期平均九〇万円まで回復している。収入の内訳は、茶業収入が六〇パーセント前後、林業収入が二〇〜三〇パーセント、残りが農業小作料であった。ところで、この収入源となっていた三井合名会社の農林業部門は、収支欠損を理由に、一九三六（昭和一年）七月日東拓殖農林株式会社として分離されることになった。この農林業（同時に植民地土地投資）の分離については後述する。

つぎに、三〇年代収入構成のきわだった特徴を示しているのは、株式売却差益が多額に計上されてきたことである。とくに、一九三六年（昭和一一）上期以降累期にわたって、多額の差益が収入となっている。株式保有を方針としてきた三井合名会社が、この段階に大量の持株を売却していったことは、持株会社機能の重要な転換であったといえるであろう。この点についての立ち入った検討は以下でおこなうが、本稿の問題提起の核心にかかわる重要な事実である。

第六表株式配当収入の内訳（一九三〇〜一九四〇） 三井合名会社の最も主要な収入源であった株式配当について、第六表からその内容をみておこう。この一〇年間二期にわたる配当収入総額は、二億七五八三万円で、半期平均一三三万円となる。また、総額に占める直系会社配当金は二億五〇一八万円となり、全体の九〇パーセントを越える。直系会社のなかでも、三井物産会社（全体の四八パーセント）と三井鉱山会社（全体の三〇パーセント）からの配当金が圧倒的に多いことが明らかである。とくに、関係会社の株式を大量に処分し、逆に直系会社の増資がおこなわれていく三〇年代後半以降の配当収入は、直系会社、就中三井物産・三井鉱山からの配当金に集約されていった。

第七表三井合名会社の支出構成（一九三〇〜一九四〇） 第七表から支出の動きをみよう。支出総額が収入総額にくらべてはるかに少ないことは、株式配当を主な収入源とする持株会社の特徴であるといえる。だが、それを前提にしても、一九三〇年代に入って経費の支出が全体的に漸増していることは明らかであろう。一九三六（昭和一一）年までの

(d)/(l)	(e)不動産収 入	(e)/(l)	(f)農林収入	(f)/(l)	(g)債券償還 売却差益	(g)/(l)	(h)株式売却 差益	(h)/(l)
%	円	%	円	%	円	円	円	%
1.7	1,780,221	11.8	532,238	3.5	57,768	0.4		
1.8	1,803,396	13.8	583,831	4.5	158,670	1.2		
2.3	1,695,788	14.0	299,620	2.5	100,673	0.8	5,200	0.0
2.7	1,644,250	14.4	896,324	7.9	2,010	0.0		
2.3	1,524,270	10.9	358,750	2.7	143,558	1.0		
0.9	1,594,310	7.5	398,800	1.9	412,251	1.9		
7.9	1,585,880	10.2	376,676	2.4	82,957	0.5		
1.4	1,567,056	6.0	923,342	3.6	20,903	0.1	5,187,646	20.0
3.5	1,521,966	5.5	706,595	2.6	10,075	0.0	11,517,835	41.7
1.9	1,764,029	11.1	1,158,847	7.3	337	0.0		
4.6	1,632,408	10.0	698,313	4.3	51,537	0.3		
2.1	1,610,599	10.0	1,163,058	7.2	8,785	0.1		
3.5	1,334,494	7.4	655,964	3.6	976,380	5.4	2,794,500	15.5
1.5	1,637,860	6.3	—	—	108,600	0.4	8,253,062	31.9
3.3	1,670,064	8.8	26,808	0.1			186,846	1.0
0.9	1,653,817	8.4	23,955	0.1			588,250	3.0
1.6	1,771,153	7.1	30,648	0.1			5,559,950	22.1
0.5	1,854,893	8.1	26,023	0.1			2,291,840	10.0
1.3	1,859,379	7.4	34,973	0.1			2,175,337	8.7
0.3	1,884,907	6.0	35,431	0.1			8,971,050	28.6
0.6	1,873,714	4.2	48,904	0.1			23,456,841	52.2

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第5表 三井合名会社の収入構成（1930上～1940上）

期 年 期	(a)株式配当	(a)/(1)	(b)国債利子	(b)/(1)	(c)その他 債券利子	(c)/(1)	(d)諸利子
42 1930 上	11,704,210 <sup>円</sup>	77.6 <sup>%</sup>	645,318 <sup>円</sup>	4.3 <sup>%</sup>	67,099 <sup>円</sup>	0.4 <sup>%</sup>	252,358 <sup>円</sup>
43 下	9,596,247	72.8	674,779	5.1	67,602	0.5	240,662
44 1931 上	8,953,061	73.9	672,237	5.6	65,997	0.6	284,601
45 下	7,601,778	67.3	743,424	6.7	78,070	0.7	307,581
46 1932 上	7,842,722	55.9	673,129	4.9	78,462	0.6	315,674
47 下	10,271,000	48.1	550,689	2.6	78,219	0.4	188,606
48 1933 上	11,650,204	75.1	508,274	3.3	58,599	0.4	1,232,564
49 下	17,444,477	67.1	414,798	1.6	54,867	0.2	367,003
50 1934 上	12,302,628	44.5	463,122	1.7	53,509	0.2	970,688
51 下	11,966,296	75.4	551,836	3.5	49,362	0.3	297,498
52 1935 上	12,443,743	76.0	586,767	3.6	39,156	0.2	750,805
53 下	12,302,940	76.2	612,504	3.8	32,169	0.2	342,918
54 1936 上	10,942,752	60.6	603,631	3.3	29,195	0.2	640,811
55 下	14,949,012	57.8	393,023	1.5	10,543	0	382,888
56 1937 上	15,865,732	83.9	437,564	2.3	11,495	0.1	630,449
57 下	16,399,168	83.2	468,220	2.4	11,370	0.1	174,797
58 1938 上	16,821,011	67.0	468,220	1.9	11,370	0	413,858
59 下	18,019,000	79.0	468,220	2.1	11,370	0	105,490
60 1939 上	20,207,471	80.6	468,323	1.9	11,370	0	314,172
61 下	19,864,753	63.4	469,767	1.5	11,370	0	79,260
62 1940 上	18,690,999	41.6	472,482	1.1	11,370	0	280,375

出所) 三井合名会社各期「決算表」より。

注) 1. 円未満切捨て。

2. その他(k)の各収入はつぎの通りである。

(1) 積立金繰入れ (2) 株式評価替益金・信託預金益金

第5表つづき

年 期	(i)不動産売却差益金	(i)/(l)	(j)雑収入	(j)/(l)	(k)その他	(k)/(l)	(l)合 計
	円	%	円	%	円	%	円
1930上			50,753	0.3			15,089,969
下			39,574	0.3			13,164,765
1931上			39,263	0.3			12,116,444
下			33,476	0.3			11,306,915
1932上			27,746	0.2	(1)3,050,000	21.5	14,014,314
下			31,998	0.1	(2)7,787,882	36.6	21,374,559
1933上			12,555	0.1			15,507,717
下			22,756	0.1			26,002,855
1934上	63,130	0.2	21,683	0.1			27,631,237
下			29,750	0.2	50,006	0.3	15,867,961
1935上	155,754	1.0	12,722	0.1			16,371,211
下	44,817	0.3	30,655	0.2			16,148,450
1936上	56,485	0.3	15,537	0.1	10,005	0.1	18,059,754
下	73,514	0.3	3,083	0.0	48,483	0.2	25,860,068
1937上	67,324	0.4	1,521	0.0	2,003	0.0	18,899,806
下	394,448	2.0	5,263	0.0			19,719,293
1938上	15,038	0.1	8,806	0.0			25,100,059
下	23,332	0.1	13,518	0.1			22,813,691
1939上	3,478	0.0	2,471	0.0			25,076,977
下	21,459	0.1	4,357	0.0			31,342,358
1940上	102,818	0.2	10,233	0.0			44,947,740

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第6表 三井合名会社配当収入の内訳（1930上～1940上）

期 年 期	三井物産	三井鉱山	三井銀行	東神倉庫	三井信託	三井生命
	円	円	円	円	円	円
42 1930 上	4,979,650	2,173,360	2,202,275	171,075	146,130	25,000
43 下	3,983,720	1,552,425	2,204,187	171,075	146,130	
44 1931 上	3,983,720	1,552,425	1,763,640	無配	146,130	25,000
45 下	2,987,790	1,552,425	1,764,010	〃	127,951	
46 1932 上	2,987,790	1,552,675	1,765,710	〃	127,951	25,000
47 下	4,979,750	2,018,477	1,766,090	〃	127,951	
48 1933 上	4,980,300	3,105,400	1,760,690	〃	127,951	29,000
49 下	11,006,463	3,105,400	1,760,860	〃	127,951	
50 1934 上	4,980,800	3,812,148	1,751,330	〃	84,201	56,250
51 下	4,981,300	3,968,312	1,351,400	〃	84,201	
52 1935 上	4,982,350	4,027,740	1,351,430	〃	84,201	56,250
53 下	4,982,350	4,119,443	1,351,430	〃	84,201	
54 1936 上	4,152,375	3,529,557	1,351,590	〃	84,201	56,250
55 下	7,476,000	4,362,219	1,351,674	〃	84,201	
56 1937 上	7,886,855	4,790,622	1,351,954	〃	84,201	56,250
57 下	8,410,696	4,871,400	1,352,254	〃	84,201	
58 1938 上	8,410,696	4,899,345	1,352,274	〃	84,201	56,250
59 下	9,031,785	5,832,690	1,352,514	〃	84,201	
60 1939 上	9,159,204	7,476,900	1,352,364	〃	84,201	56,250
61 下	9,159,204	7,476,900	1,352,764	〃	84,201	
62 1940 上	9,159,954	5,764,768	1,351,764	〃	83,851	56,250

出所) 三井合名会社各期「決算附属表」ならびに「収支勘定元帳」より。

注) 1. 円未満切捨て。

2. 1936年上期の配当金には鐘淵紡績・小野田セメント製造の分が含まれていない。決算日変更により期日改定決算後の7月に配当され下期の収入となったからである。ここでは、後に収入された配当金を( )内以示した。

日本製鋼所	電気化学	小野田 セメント	(b) 小計	(b)/(a)	(c)その他	(c)/(a)	(d) 合計
56,025	48,000	93,750	1,563,816	13.4	442,904	3.7	11,704,210
37,350	30,000	76,500	1,395,068	14.5	143,642	1.5	9,596,247
無配	無配	52,500	1,122,320	12.5	359,826	4.1	8,953,061
〃	〃	52,500	1,003,850	13.2	165,752	2.2	7,601,778
〃	〃	63,000	1,014,350	12.9	369,186	4.7	7,842,722
28,125	〃	73,500	1,185,375	11.5	193,357	1.9	10,271,000
46,875	22,000	85,980	1,297,929	11.1	348,934	3.0	11,650,204
56,250	26,800	101,250	1,277,811	7.3	165,992	1.0	17,444,477
65,625	31,600	10,125	1,263,287	10.3	354,612	2.9	12,302,628
75,000	31,600	10,125	1,423,950	11.9	157,133	1.3	11,966,296
75,000	31,600	10,125	1,518,495	12.2	423,277	3.4	12,443,743
75,000	35,550	11,250	1,563,844	12.7	201,672	1.7	12,302,940
75,000	37,350	(11,250)	1,290,146	11.8	478,633	4.4	10,942,752
75,000	51,500	11,250	1,445,335	9.7	229,583	1.5	14,949,012
75,000	(売却処分)	(売却処分)	1,206,659	7.6	489,191	3.1	15,865,732
75,000	—	—	1,377,789	8.4	302,828	1.8	16,399,169
90,750	—	—	1,439,809	8.6	578,436	3.4	16,821,011
(売却処分)	—	—	1,404,601	7.8	313,209	1.7	18,019,000
—	—	—	1,399,924	6.9	678,358	3.4	20,207,471
—	—	—	1,556,114	7.8	235,570	1.2	19,864,753
—	—	—	1,580,851	8.5	693,561	3.7	18,690,999

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第6表つづき

年 期	(a) 小 計	(a)/(b)	王子製紙	北 炭	芝 浦	大日本セル	鐘 紡
1930上	9,697,490	82.9	710,820	333,375	無配	97,510	224,336
下	8,057,537	84.0	710,820	270,448	〃	69,650	200,300
1931上	7,740,915	83.4	592,350	207,520	〃	69,650	200,300
下	6,432,176	84.6	473,880	207,520	〃	69,650	200,300
1932上	6,459,186	82.4	473,880	207,520	〃	69,650	200,300
下	8,892,268	86.6	592,350	207,520	〃	83,580	200,300
1933上	10,003,341	85.9	592,350	238,984	〃	111,440	200,300
下	16,000,674	91.7	318,600	291,786	171,385	111,440	200,300
1934上	10,684,729	86.8	318,600	251,381	274,216	111,440	200,300
下	10,385,213	86.8	348,275	271,757	286,338	167,160	233,695
1635上	10,501,971	84.4	377,950	271,757	365,878	118,910	267,275
下	10,537,424	85.6	377,950	276,284	386,807	133,728	267,275
1936上	9,173,973	83.8	337,192	285,340	421,536	133,728	(267,275)
下	13,274,094	88.8	427,875	275,340	274,595	62,500	267,275
1937上	14,169,882	89.3	384,125	175,340	242,419	62,500	267,275
下	14,718,551	89.8	402,978	188,924	311,068	71,625	328,194
1938上	14,802,766	88.0	305,950	202,508	379,716	84,065	376,820
下	16,301,190	90.5	305,950	258,385	414,041	87,500	338,725
1939上	18,129,189	89.7	305,950	322,981	400,385	87,500	283,108
下	18,073,069	91.0	305,950	358,868	524,483 (東芝)	95,833	270,980
1940上	16,416,587	87.8	305,950	322,981	580,940	100,000	270,980

「諸給」の増加、一九三七（昭和一二）年以降の「諸税公費」と「利子」との著増などが顕著な特徴である。また、一九三四（昭和九）年下期から「寄附金」が「雑費」から分離され、その費額が明らかとなっている。「起業費償却」は、すべて農林事業投資の償却費である。

### 3 利益金とその分配

第八表三井合名会社の利益金推移（一九三〇～一九四〇） 第八表によって、利益金の動きをみよう。昭和恐慌下の落ち込みは一九三三（昭和八）年上期にいったん回復し、ふたたび半期一〇〇〇万円台の利益金を上げている。ところが、一九三四（昭和九）年上期・下期はまた五〇〇万円台にまで落ち込んでいる。三井報恩会の設立など多額の寄附金支出の結果と考えられる。以後、利益金額は量的にみれば、順調に増加しているが、後に検討されるように、社員への配当金を増やすために利益金の増額がはかられていることに注意する必要がある。

第九表三井合名会社の利益金処分（一九三〇～一九四〇） 第九表によって、利益金の分配をみよう。一九三〇（昭和五）年上期から一九四〇（昭和一五）年上期までの一〇年間二期にわたる利益金累計額は、二億五三九二万円で、そのうち八〇パーセントにあたる二億三一五万円（二期平均九六七万円）が、配当金として三井合名会社社員へ分配されたことになる。その配当金のうち、増資払込み金として三井合名会社へ還流した資金は、わずか八〇〇万円にすぎない。また、積立金等の経常的な内部留保もおこなわれていない。納税引当金を兼ねた後期繰越金が、三〇年代半ば以降累期著増している外は、すべて配当金として分配されているのである。だが、社員である三井一家がこの配当金を実際に全額受け取ったわけではない。以前と同様、三井一家は歳費として一定額（この時期では、一期二七六万円）を配分されるだけで、残りは共同積立金あるいは三井合名会社への「預け金」となった。こうして著増した配当金の大部分は、相続税を主とした三井一家の納税資金に充当されたのであった。



三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第7表 三井合名会社の支出構成（1930上～1940上）

期 年 期	諸 給	諸税公費	旅 費	通 信 費	備 品 及 消 耗 品 費
42 1930 上	1,083,703	1,966,518	12,675	11,660	43,501
43 下	1,030,205	1,683,252	29,301	12,518	27,042
44 1931 上	1,008,090	1,528,549	25,268	12,058	26,677
45 下	977,338	379,943	18,220	11,927	28,184
46 1932 上	1,028,076	2,420,501	5,081	17,690	31,476
47 下	1,306,310	965,571	12,030	13,906	31,104
48 1933 上	1,381,564	1,384,315	14,719	14,150	32,621
49 下	1,494,344	2,796,239	10,321	14,528	32,999
50 1934 上	1,957,566	4,768,206	9,072	14,122	35,754
51 下	1,457,864	2,039,422	32,180	15,049	38,337
52 1935 上	1,394,670	2,039,472	12,688	16,624	42,669
53 下	1,494,578	1,823,050	34,031	16,156	42,942
54 1936 上	1,251,004	1,880,395	12,951	13,067	43,989
55 下	1,910,546	1,937,223	2,896	14,319	46,936
56 1937 上	995,058	3,720,331	1,835	18,396	41,704
57 下	987,069	3,823,586	37,395	15,314	47,060
58 1938 上	2,333,638	4,207,536	1,785	17,497	50,304
59 下	1,084,785	5,872,807	1,393	19,481	51,136
60 1939 上	1,092,861	4,918,573	69	16,847	51,267
61 下	1,028,546	6,208,313	1,213	16,873	42,612
62 1940 上	1,013,561	9,871,894	696	16,548	70,028

出所) 三井合名会社各期「決算表」より。

注) 1. 円未満切捨て。

2. 「寄附」は1934上まで、「雑費」に含まれる。

3. 「建物附帯設備償却」は、1937上以降「建物償却」に含まれる。

4. 「株式差損」のうち、※印の分は国債差損である。

5. 「その他」のうちには、「営繕費」とつぎの支出を含む。

(1) 失業救済義捐金 (2) 商業開始300年記念金 (3) 手形債権免除金

(4) 繰替金消却 (5) 雑損金 (6) 農林課勘定損金

(7) 税引当金外

同付帯設 備償却	起業費償却	株式差損	そ の 他	合 計
134,250	10,880		8,306	5,398,288
117,862	13,482	6,250	4,161	4,804,025
116,510	11,678	75,605	2,258	4,542,649
276,833	13,700	※ 83,700	10,020	3,991,012
262,582	9,710	※ 36,910	{ 2,174	8,982,825
342,109	11,797	7,770,134	{ (1) 3,050,000	
320,077	12,907		{ 2,461	13,725,400
300,485	2,035,803		{ (2) 1,176,453	
282,649	119,809	1,748,910	{ 2,619	5,300,313
298,713	308,339	101,036	{ 1,314	10,155,323
255,360	40,695	1,150,118	{ (3) 754,000	
232,539	148,521		{ 2,159	12,197,680
218,407	2,888,288	89,000	{ (4) 900,000	
270,409	—	1,250	(5) 112,139	7,577,054
	5,737	10,000	6,327	6,355,917
	4,603		6,815	8,423,085
	4,931	25,250	(6) 200,548	6,381,969
	4,767		287	6,848,330
	4,092			6,990,610
	3,779		6,872	9,498,480
	40,400			10,111,192
				9,683,917
				11,845,365
			(7) 329,759	14,370,739

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第7表つづき

年期	雑費	寄附	利子	農林業経費	不動産経費	建物償却
1930上	1,012,811		30,576	424,504	364,047	294,850
下	818,706		33,994	405,991	305,798	315,460
1931上	808,635		32,076	259,550	308,698	326,993
下	871,077		32,421	698,123	297,279	292,339
1932上	1,229,162		35,657	277,914	298,253	277,632
下	1,229,051		29,396	301,400	276,333	257,334
1933上	1,240,974		83,852	284,669	276,367	251,471
下	1,633,788		43,947	469,195	253,327	315,023
1934上	1,345,771		38,570	454,572	267,377	253,135
下	763,784	4,010,934	33,350	631,412	305,040	272,633
1935上	674,669	795,316	32,062	476,989	290,409	243,165
下	671,602	626,018	25,689	698,229	289,089	247,137
1936上	532,882	511,710	24,980	461,636	247,983	239,966
下	752,521	646,917	32,730	—	358,265	207,402
1937上	620,050	467,335	37,595	50,836	390,784	488,375
下	736,505	428,971	36,315	48,514	343,130	482,143
1938上	556,269	597,341	571,165	50,265	579,533	502,960
下	635,326	262,785	1,174,855	58,861	415,641	522,477
1939上	581,617	740,536	1,307,878	65,214	398,627	506,329
下	561,299	1,621,898	1,384,473	60,582	415,179	500,591
1940上	585,206	245,355	1,154,689	76,642	400,530	565,425

第8表 三井合名会社の利益金推移（1930上～1940上）

期	年 期	(a) 総収入	(b) 総支出	(a)-(b)利益金
42	1930 上	15,089,969 <sup>円</sup>	5,398,288 <sup>円</sup>	9,691,680 <sup>円</sup>
43	下	13,164,765	4,804,025	8,360,739
44	1931 上	12,116,444	4,542,649	7,573,794
45	下	11,306,915	3,991,012	7,315,903
46	1932 上	14,014,314	5,932,825	5,031,488
47	下	21,374,559	13,725,400	7,649,159
48	1933 上	15,507,717	5,300,313	10,207,403
49	下	26,002,855	10,155,323	15,847,531
50	1934 上	27,631,237	12,197,680	15,433,556
51	下	15,867,961	10,311,778	5,556,182
52	1935 上	16,371,211	7,577,054	8,794,156
53	下	16,148,450	6,355,917	9,792,533
54	1936 上	18,059,754	8,423,085	9,636,668
55	下	25,860,068	6,381,969	19,478,099
56	1937 上	18,899,806	6,848,330	12,051,475
57	下	19,719,293	6,990,610	12,728,682
58	1938 上	25,100,059	9,498,480	15,601,579
59	下	22,813,691	10,111,192	12,702,499
60	1939 上	25,076,977	9,683,917	15,393,060
61	下	31,342,358	11,845,365	19,496,993
62	1940 上	44,947,740	14,370,739	30,577,000

出所) 三井合名会社各期「決算表」より。

注) 1. 円未満切捨て。

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第9表 三井合名会社の利益金処分（1930上～1940上）

期 年 期	処 分 金			
	当期利益金	前期繰越金	積立金繰入	合 計
42 1930 上	9,691,680 <sup>円</sup>	774,796 <sup>円</sup>		10,466,476 <sup>円</sup>
43 下	8,360,739	474,796		8,835,535
44 1931 上	7,573,794	1,974,796	10,260,333	19,808,924
45 下	7,315,903	1,974,796		9,290,699
46 1932 上	5,031,488	1,974,796		7,006,285
47 下	7,649,159	474,796		8,123,955
48 1933 上	10,207,403	474,796		10,682,199
49 下	15,847,531	974,796		16,822,328
50 1934 上	15,433,556	974,796	20,000,000	36,408,352
51 下	5,556,182	1,484,552		7,040,735
52 1935 上	8,794,156	2,808,735		11,602,892
53 下	9,792,533	3,348,892		13,141,425
54 1936 上	9,636,668	3,387,425		13,024,094
55 下	19,478,099	3,719,814		23,197,913
56 1937 上	12,051,475	3,864,913		15,916,389
57 下	12,728,682	4,200,889		16,929,572
58 1938 上	15,601,579	4,206,572		19,808,151
59 下	12,702,499	4,488,151		17,190,650
60 1939 上	15,393,060	4,517,150		19,910,211
61 下	19,496,993	4,716,711		24,213,704
62 1940 上	30,577,000	8,890,204		39,467,204

出所) 三井合名会社各期「決算表」より。

注) 1. 円未満切捨て。

2. 表中その他の(1)は株式価格償却金、(2)は三井報恩会寄附金である。

内 訳

同左割合	後期繰越金	同左割合	その他	同左割合
%	円	%	円	%
92.5	474,796	4.5		
74.5	1,974,796	22.4		
28.1	1,974,796	10.0	(1) 7,260,333	36.6
76.3	1,974,796	21.2		
89.4	474,796	6.8		
90.3	474,796	5.8		
87.7	974,796	9.1		
92.2	974,796	5.8		
12.6	1,484,552	4.1	(2) 30,000,000	82.4
55.4	2,808,735	39.9		
68.1	3,348,892	28.9		
71.5	3,387,425	25.8		
69.1	3,719,814	28.6		
81.9	3,864,913	16.7		
71.6	4,200,889	26.4		
73.2	4,206,572	24.9		
75.7	4,488,151	22.7		
71.8	4,517,150	26.3		
74.4	4,716,711	23.7		
62.0	8,890,204	36.7		
38.0	9,093,804	23.0		

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第9表つづき

年 期	処 分 の				
	積立金	同左割合	重役賞与 交際費	同左割合	配当金
	円	%	円	%	円
1930上			315,800	3.0	9,675,880
下			276,100	3.1	6,584,639
1931上	4,728,678	23.9	277,600	1.4	5,567,516
下			233,700	2.5	7,082,203
1932上			265,700	3.8	6,265,788
下			316,300	3.9	7,332,859
1933上			341,800	3.2	9,365,603
下			341,700	2.0	15,505,831
1934上			323,800	0.9	4,600,000
下			332,000	4.7	3,900,000
1935上			354,000	3.1	7,900,000
下			354,000	2.7	9,400,000
1936上			304,280	2.3	9,000,000
下			333,000	1.4	19,000,000
1937上			315,500	2.0	11,400,000
下			323,000	1.9	12,400,000
1938上			320,000	1.6	15,000,000
下			323,500	1.9	12,350,000
1939上			373,500	1.9	14,820,000
下			323,500	1.3	15,000,000
1940上	15,000,000	38.0	373,400	0.9	15,000,000

## 二 「財閥転向」の実態

一九三二(昭和七)年三月五日、新築間もない三井本館ビル玄関前で、三井合名会社理事長団琢磨が右翼テロの兇弾に倒れた。前月、前蔵相井上準之助が暗殺され、テロにたいする警戒心をいっそう強めていた最中に、三井財閥の最高首脳が暗殺されたのである。昭和恐慌下の大量失業者群、農村の荒廃等の社会不安は、貧困の対極たる財閥への世論糾弾を強め、金輸出再禁止を利しての為替利得は、銀行・商社による「ドル買い」事件として右翼の反財閥運動の恰好の攻撃材料となって、右翼テロを触発する情勢となっていた。前年九月に始まった満州事変は、その戦線をますます拡大し、三月一日に傀儡政権「満州国」の樹立宣言が発せられていた。未曾有の恐慌への対策、拡大する戦争の行方とそれへの対応、いずれも三井財閥の動向を賭する重大問題であった。まさに、そのような決定的な時に三井はその総帥を瞬時に失ったのであった。

団理事長の突然の死は、三井財閥にとって、最高首脳者の交代という通常の人事問題では解決されない深刻な課題の発生を象徴的に意味するものであった。すなわち、右翼テロという衝撃的な事件を一つの現われとする一九三〇年代の社会情勢の変化に、三井財閥がどのような対応をするか、そのためにどのような体質転換をはかるかが、団の急死にたいする善後策として要請されていたのである。間もなく起った五・一五事件は、その要請をいっそう強めたに違いない。それでは以下で、このいわゆる「財閥転向」の中味について具体的に検討しよう。

### 1 組織の改革

まず、団理事長の死をきっかけに、三井部内でのような経営組織上の転換がはかられたかをみよう。善後策が単にトップの交代に限られないとはいっても、団琢磨の急死は、三井財閥首脳部にとって、決定的な打撃を与える事件であ



った。それは、何よりも団が三井財閥の形成期一八九〇年代から三井の重役を務め、三井財閥の創業者的リーダーの最後の人物であったからである。<sup>(1)</sup>さらに彼が、創業時代からの三井首脳部の一員であったことは、自ら三井家事業の多角的形態を構築し、その有機的統轄に最も熟達することになり、また、三井家憲に示されるような三井家同族の所有と経営との強い紐帯と一定の分離、この両者の困難な調整を可能にしていた。その意味で、団は益田孝の最良にして忠実な後継者であり、同時に最後の後継者でもあった。すなわち、三井財閥は、団の急逝によって、上述の内容をもつ完全なる指導者を、後継者の養成も間にあわずに失ったのである。

団の死から一〇日後、一九三二（昭和七）年三月一五日三井合名会社理事として、新たに米山梅吉、牧田環、池田成彬、安川雄之助の四名が就任した。<sup>(2)</sup>この新任理事の顔ぶれは、三井直系事業の首脳を集めたものであった。すなわち、三井信託の米山、三井鉱山の牧田、三井銀行の池田、三井物産の安川である。<sup>(3)</sup>団理事長の後を、当面直系事業首脳者の合議で補うという体制が発足したのである。翌三三（昭和八）年九月、理事のうち池田成彬が筆頭常務理事となるまで、三井合名会社理事会による集団指導体制がつづいた。新理事たちは、いずれも三井直系事業はえ抜きの専門経営者であったが、三井財閥を単独で統率する経験と力量とを備えているわけではなかった。巨頭による統率である理事長制は、この時事実上消滅したといつてよい。

以後の組織改革はつぎのようであった。

一九三二（昭和七）年七月 業務執行社員制の廃止、社長・副社長（二名）制実施。

一九三三（昭和八）年四月 三井合名会社社長三井八郎右衛門高棟引退、高公社長就任。

同年九月 池田成彬、筆頭常務理事就任。

同年十一月 各営業店（直系会社）提出、三井合名会社理事会決議案の整理。

一九三四（昭和九）年二月

三井銀行社長ならびに三井物産会社代表取締役三井源右衛門、三井物産会社社長三井守之助、三井鉱山会社社長三井元之助退任。理事安川雄之助退任。

同年四月

三井報恩会設立。

一九三五（昭和一〇）年二月

副社長制廃止、代表社員を一名とすること、社員総会毎週一回定例化。

同年二月

理事会に相談役ならびに参与理事制実施。

一九三六（昭和一一）年四月

三井合名会社ならびに直系各社一斉停年制（含重役）実施。

まずおこなわれた業務執行社員制ならびに代表社員複數制<sup>(4)</sup>の廃止と社長・副社長制の採用とは、経営責任を明確化し、業務執行体制を強化するためであった。副社長には本家長老の三井元之助と三井源右衛門とが就任した。そのうえで、翌年三月、明治・大正・昭和の三代にわたって三井財閥ならびに三井一家を代表してきた三井八郎右衛門高棟が、三井家商業開始三〇〇年記念を表向き理由に、三井合名会社社長・三井家同族会議長を退任し、家督を長男の高公へ譲った。こうして当年三八才の三井高公は、一九三三（昭和八）年四月、三井合名会社二代目社長に就任した。後に残った創業時代からの三井家同族たちもやがて相ついで引退<sup>(5)</sup>し、同族についても世代の交替は明白となった。

一九三三（昭和八）年九月、池田成彬が筆頭常務理事に就任し、集団指導体制はいちおう終わった。池田常務理事は、やがて停年制を実施し、自らもその規定によって一九三六（昭和一一）年四月退任するが、その間、停年制をはじめいくつかの改革をおこなっている。一九三三（昭和八）年一月、世論への配慮から直系会社にたいする統轄関係を変更した。それはつぎのような内容であった。

各営業店ヨリ理事会提出議案整理ニ関スル件<sup>(6)</sup>（昭和八年一月一日三井合名会社理事会可決）

各営業店ヨリ理事会ニ提出スル議案ハ原則トシテ事業経営ノ根本方針ニ関スルモノノミトシ左記要項ニ抛ルコトトス

一、人事

重役ノ他会社又ハ公共団体若クハ政府特設機関等ノ役員就任ニ関スル案件並ニ主要ナル課長、店長以上ノ進退に關スル件ハ議案トス

一、起業費

新規事業又ハ増産計画若クハ資金貸付等ニシテ将来重要ナル影響ヲ生スル性質ヲ有スルモノハ議案トス

一、関係子会社

新タニ子会社ヲ設立スル場合又ハ事実上三井ニ於テ管理スル関係子会社ノ経営ニ重大ナル影響ヲ及ホス案件ハ議案トス

一、寄附金

三井ノ方針ニ関係ヲ有シ社会的ニ意義アル案件ハ議案トス

一、規則ノ制定改廢

部内一般ニ対シ重要ナル影響アルモノノミヲ議案トス

一、決算

各店ノ決算ハ議案トス但シ関係子会社ノ分ハ特ニ重要ナル会社ニ限ル

其他ハ総テ報告トス

この変更は、資料にも示されるように、統轄を弱めることではなかった。直系会社の自由な事業活動を拡げながら、経営権掌握の基本である人事・投融資等の決定については、一步も譲っていないからである。なお、翌年二月の直系会社社長からの同族一斉退陣も、事実上象徴的な看板社長の交替であつて、対外的考慮を別にすれば、実務や経営上にさほど影響はなかつたと考えられる。<sup>(7)</sup> 一九三五年（昭和一〇）年二月、副社長制が廃止され、代表社員が社長一名に変更された。業務執行に直接かわわる三井家同族は、社長独りだけとなつたのである。世間的には、三井家同族は経営の一線から退いた形になつた。だがそれと同時に、必要に応じて開かれていた社員総会が毎週一回定例化されることになり、むしろ内部的には、三井家同族（三井合名会社社員）の経営へのかかわり方は緊密になつたといえる。<sup>(8)</sup> また、その時設

けられた相談役制は、経験豊かな長老級の重役を三井合名会社に参加させ、集団指導の実を上げるためであった。<sup>(9)</sup>

以上のような組織改革が順々に実施され、体制の転換と強化とを確実にしたうえで、その総仕上げの意味を込めて実施された改革が停年制であった。<sup>(10)</sup> その狙いは、一つには人事の一新をはかることで、対外的に新生三井を強く印象づけること、もう一つは三井全体の使用人構成の老令化による人事管理・人件費問題を一挙に解決することにあった。その年二月に起こった軍部クーデタの失敗、二・二六事件は、その後約一か月居所をくらし、理事会にも出席できなかった池田常務理事に、停年制の断行を猶予なく決意させたに違いない。そして、六五才となった池田は自ら垂範し、停年制にたいする内部の抵抗を封ずる役割をはたした。外的条件を内的矛盾の解決に結びつける一石二鳥の見事な対応といわざるをえない。

(1) 団琢磨は、一八九四(明治二七)年一〇月、三井鉱山会社専務理事となり、その二年後、三井家事業の最高首脳部会議として、三井本部機関に設置された三井商店理事会の会員となった。以後、三井財閥の首脳部の一員を務め、益田孝が最高指導者の地位を退いた後は、その地位を継承し、やがて一九一四(大正三)年八月、三井合名会社理事長へ就任した。

(2) 団理事長の死後、残った常務理事は有賀長文、福井菊三郎の兩名であり、そこへ池田成彬等四名が新たに加わった。

(3) 三井合名会社理事就任時の現職はつぎのようであった。

米山 梅吉 三井信託会社代表取締役社長

牧田 環 三井鉱山会社常務取締役

池田 成彬 三井銀行常務取締役

安川雄之助 三井物産会社常務取締役

(4) この時、三井合名会社定款のうち、「第十二条 社員中ヨリ業務執行社員六名以内ヲ社員總會ニ於テ互選シ会社ノ業務ヲ執行セシム」外が改正されたが、実際には、業務執行社員であった三井八郎右衛門(同時に社長代表社員)、三井元之助(同時に代表社員)、三井源右衛門の三名が、社長代表社員三井八郎右衛門、副社長代表社員三井元之助ならびに三井源右衛門と変わっ

ただけである。

(5) 三井高棟につづいて、一九三六（昭和一一）年二月伊皿子家三井元之助、同年二月新町家三井源右衛門等の長老が隠居

し、それぞれ家督を三井高長、三井高遠へ譲った。

(6) 「昭和八年下季理事会記録」。

(7) なお、退陣直後の三大直系会社における三井家同族の重役は、つぎのようであった。

三井銀行取締役三井高精（室町家）

同右 監査役三井高長（伊皿子家）

三井物産会社取締役三井守之助（永坂町家）

同右 取締役三井弁蔵（本村町家）

同右 監査役三井高光（一本松家）

三井鉱山会社取締役三井高修（小石川家）

(8) 業務規定改定之件（昭和十年二月六日、三井合名会社理事会可決）

「社員総会ヲ毎週一不定期ニ開催スルコト、シ当会社ニ顧問一名ヲ設ケ、相談役一名ヲ増員スルコト、シ表題規程ヲ改定ス」  
（昭和十年上季理事会記録）とあり、相談役であった益田孝が顧問に、常務理事であった有賀長文と福井菊三郎の両名が相談役にそれぞれなった。なお、一九三六（昭和一一）年四月、池田常務理事の辞任とともに、両名とも辞任している。

(9) 一九三四（昭和九）年二月、三井物産会社代表取締役会長南条金雄が、安川雄之助（同年二月辞任）の跡をついで、三井合名会社理事となった。やがて、翌三五（昭和一〇）年二月の組織変更で、常務理事が池田成彬、南条金雄の両名、参与理事が米山梅吉、牧田環の両名にそれぞれなった。三井合名会社理事会は、上記四名と前述相談役の二名とによって構成された。

なお、以前から理事会を構成する理事と業務担当理事とは区別されており、参与理事制は理事会に参与する理事を制度化すると同時に、常務理事との区別をも明確にする意味をもった。三六（昭和一一）年池田常務理事辞任後の理事の顔ぶれはつぎの通りである。

常務理事

南条 金 雄（前三井物産会社取締役会長）

島田勝之助(前三井物産会社取締役)

金子堅次郎(三井銀行取締役)

参与理事

井上治兵衛(三井物産会社取締役会長)

尾形次郎(三井鉱山会社取締役会長)

(10) 停年制の実施と平行して、退職金制度・恩給年金制度の見直しと改定が、停年制と同様三井合名会社ならびに直系各社一斉に実施されている。ここで詳しく紹介する余裕はないが、経費増大の問題への対策として注目しておく必要がある。

## 2 改革の実態

それでは前述のような組織改革と平行して、どのような社会的対策が実際におこなわれたか、また、その結果三井財閥の体質がどのように転換していったかを検討してみよう。

一九三二(昭和七)年四月、三井・三菱両財閥折半負担による「満州国」への二〇〇〇万円借款供与が決まった。<sup>(1)</sup> 日本政府の強い要請に応じたものだが、団の暗殺が促進剤になったことは間違いない。三井合名会社は、同年上期に六四〇万円、下期に三六〇万円を提供し、同年中に一〇〇〇万円を繰替金勘定から支出した。<sup>(2)</sup> また、同年六月には、失業救済資金として内務省へ三〇〇万円、三井発祥の地といわれる伊勢松阪町へ五万円をそれぞれ寄附している。さらに、翌々三四年一月にも、東北飢饉義損金として三〇〇万円の大口寄附をおこなった。その外、小口の寄附金も急増していた。ではこの三二年中の短期間に集中した資金需要にたいして、三井合名会社はどのような対応をしたであろうか。この時は、経常の利益金で不足の資金、約一〇〇〇万円を国債の売却によって調達している。

つづいて、翌一九三三(昭和八)年一月、三井合名会社は、つぎのような「国家的緊急事業助成並ニ財団法人設立ニ

「関スル方針」を声明し、三〇〇〇万円の寄附を基金とする社会事業団体、三井報恩会の設立計画を発表した。三〇〇〇万円の剰金は、三井としてもかなり思い切った巨額の寄附であった。

国家的緊急事業助成並ニ財団法人設立ニ関スル方針声明

此度三井同族相謀リマシテ参千万円ノ資産ヲ提供シ財団法人ヲ設立シ聊カ公益事業ノ進展ニ寄与スルコトニ決定致シマシタノデ之ヲ御披露申上ゲマス

今や我国産業ハ大ニ發展致シマシテ世界列国ニ伍シテ敢テ遜色ナキニ至リマシタトハ申スモノノ尚ホ国運ノ伸長ニ緊要ノ影響ヲ及ボス事業デアリナガラ多大ノ犠牲ヲ忍バナケレバ之ヲ發達セシメルコトガ困難デアリマスル為メ之ヲ經營スル者ガ出ナイト云フ実状ニアルモノモ尠クナイノデアリマス、三井同族ハ将来三井合名会社ヲシテ斯ル種類ノ事業中ヨリ適當ノモノヲ選択シ之ニ力ヲ注ガシメマシテ聊カ国家ニ貢獻致シタイ覚悟デアリマスガ、更ニ純然タル公益事業ニ就テ考ヘマスルニ我国ノ此種事業ノ現状ハ未ダ充分ノ發達ヲ遂ゲタモノトハ申サレナイト存ジマス、從來三井家ニ於キマシテハ此方面ニモ注意ヲ払ヒマシテ多少各種ノ事業ニ助力シ又直接其施設ヲ為シタコトモアルノデアリマスガ今回ハ此方面ニ力ヲ致シタイト存ジマシテ此方面ノミニ専念スル機関トシテ茲ニ財団法人ヲ設立スルコトニ致シマシタ、而シテ先ヅ第一着手トシテ助成若クハ企劃シタイト考ヘマスル事業ヲ概括的ニ挙ゲテ見マス

一、緊切ナル文化事業ノ學術的研究並ニ工業的實驗

一、都市ニ於ケル社会事業其他ノ公益的施設

一、農漁村發展ノ為メニスル各種ノ公益的施設

等ニ対シテデアリマス、此等ノ事案ニ関シテ現在及将来トモ他ニ經營者ノアリマスモノニハ出来ルダケ援助ヲ与ヘテ其成功ニ資シマスルシ又他方ニ於テハ財団自身が進ンデ其經營ニモ当ルコトアラウト存ジマス、然シ實際ニ当リ、ドノ事業ヲドノ程度ニ助成スベキカ又財団自身が企業セネバナライ事業ハ何デアアルカト云フコトニ就キマシテハ汎ク世上有識者ノ御意見ヲ拝聴シ又其ノ御援助ヲ得テ決定シタイト存ジマス、

次ニ申副ヘマスコトハ此財団ノ資産参千万円ハ之ヲ基本財産トシテ之ヨリ生ズル利益ノミヲ目的事業ノ為メニ支出スルト謂フノデアアリマセン必要ニ応ジ其元本ヲモ目的事業ノ為メニ使消スル考デアリマス、尚ホ将来漸次資産ノ充実ヲ計リ以テ財団設

第10表 三井合名会社の株式売却（1933下～1934上）

年 月	種 類	数 量	金 額	売 却 先	
1933.9	王 子 製 紙	旧 60,000 <sup>株</sup> 新 55,000	9,485,000 <sup>円</sup>	生保団（昭和・愛国・千代田） 安田・帝国・第一	
	”	旧 8,000 新 8,000	1,304,000	三井生命	
	”	旧 10,000	1,040,000	前山久吉	
	北海道炭礦汽船	旧 3,000 優先 3,000	372,300	三井生命	
	小 計	147,000	12,201,300		
1934.1	三 井 銀 行	新 5,000	407,500	三井生命	
1934.2	東 京 電 燈		31,415	1,027,270	山一証券（三井銀行経由）
	小野田セメント	旧 27,000 新 27,000	2,835,000	三井物産	
	台 湾 電 力	旧 2,925 新 4,500	305,867	三井信託	
	北 樺 太 鉱 業		1,000	20,625	三井信託
	北海道炭礦汽船	旧 20,000 新 70,000	3,500,000	生保団（同上）	
	”	優先 10,000	700,000	三井生命	
	小 計	198,840	8,796,262		
	以 上 合 計	345,840	20,997,562		

出所) 三井合名会社「有価証券勘定元帳」より。



立ノ本旨ヲ徹底スルコトニ努メル精神デアリマス、  
 以上ハ三井家始祖以來ノ伝統ノ精神ニ基キ同族一同ガ協議決定シタ事柄デアリマシテ以テ困恩ノ万分ノ一ニ報ヒントスルノデアリマス、右ハ前社長ノ時代カラ屢々考究サレツツアッタモノガ今回茲ニ愈々実現ノ運ビニ至ツタ次第デアリマス。

財団法人三井報恩会は翌一九三四（昭和九）年四月に発足した。基本財産を三〇〇〇万円とし、その運用収益によって年一〇〇万円の事業資金が予定されていた。三井合名会社は、三〇〇〇万円の剰金を、現金で一〇〇〇万円（三井銀行通知預金）、三井銀行新株式二〇万株（評価額一七〇〇万円、一株八五円）と三井信託株式五万株（評価額三〇〇万円、一株六〇円）との株式現物で二〇〇〇万円をまかになった。三井合名会社といえども、前年の一三〇五万円に引きつづいて三〇〇〇万円の資金繰りをするには、容易なことではなかった。したがって、三井合名会社はうち二〇〇〇万円を直系金融会社株式で充当し、残り一〇〇〇万円を関係会社株式の売却でまかなう外なかった。その結果、持株会社としての三井合名会社は、はじめて大量の持株を売却することになった。三井合名会社が一九三三（昭和八）年下期と三四（昭和九）年上期とに売却処分した株式は、第一〇表にみる通りである。この間に売却された株式の総数は、王子製紙会社旧株式七万八〇〇〇株、同新株式六万三〇〇〇株（以上売却価額合計一八二万九〇〇〇円）、北海道炭礦汽船会社旧株式二万三〇〇〇株、同新株式七万三〇〇〇株、同優先株式一万三〇〇〇株（以上売却価額合計四五七万二三〇〇円）などを主として三四万五〇〇〇株以上、売却額合計二〇九九万円余であった。財団設立に必要とする一〇〇〇万円を越える資金が調達されたのである。すなわち、三井報恩会設立資金獲得を理由とした株式売却で、三井合名会社は超過額約一〇〇〇万円を、内部手持資金に用意することができたのであった。前掲の第二表（二三七ページ）に示されるこの時期における銀行預金等の増加は、この資金獲得に対応しているといえよう。

ところでこのような株式売却について、一方で財閥の「株式公開」、すなわち財閥の株式独占策の転換という評価が与

えられている。確かに、そのような世論にたいする考慮から、意識的に株式売却がなされたことは疑いないところである。巨大トラストとなつたばかりの王子製紙会社株式を主に売却していること、借入金が可能であつたにもかかわらず株式売却で資金調達をはかっていること、これらの点は、意識的な「株式公開」をいっそう裏付けている。なお、この時売却された株式総数三四万五〇〇〇株のうち、王子製紙株式を含む約一〇万株が三井物産会社、三井生命保険会社、三井信託会社の三社へ売却されており、「株式公開」は直系会社による肩替りを含めたものであつた。<sup>(5)</sup>それでは以上のような二側面をもつ株式売却の意義は何か。やはり、最も重要な点は、三井合名会社が独占してきた株式の一部を処分したこと自体である。すなわち、株式の独占によつて発展してきた持株会社としての三井合名会社がその機能に相反する方向をとつたことであつた。後にみるように、一九三七(昭和一二)年に降にくらべれば、一時的な売却といえないこともないが、資産株式の処分による資金調達方法に踏み切つた点を重視したい。<sup>(6)</sup>

(1) この時の契約内容はつぎの通りである。なお、返済は二か年据置き、一〇か年償還の約定であつた。

#### 契 約 書

三井合名会社、三菱合資会社(以下甲ト称ス)カ政府ノ斡旋ニ依リ朝鮮銀行(以下乙ト称ス)ヲ通シテ滿洲国政府(以下丙ト称ス)ニ対シ滿洲中央銀行ノ紙幣発行準備金ニ充当スヘキ資金式千万円也ヲ融通スルニ当リ甲乙相互間ニ左記条項ノ契約ヲ締結ス

第一條 乙ハ丙トノ間ニ別添借款契約ヲ締結シ甲之ヲ承認スルモノトス

第二條 甲ハ乙ニ対シ乙丙間ノ借款契約調印後直ニ金八百万円也(三井合名会社金四百万円也、三菱合資会社金四百万円也)

ヲ爾後五箇月間ニ毎月五日金式百四拾万円也(三井合名会社金壹百貳拾万円也、三菱合資会社金壹百貳拾万円也)宛ヲ乙所定ノ領収証引換ニ乙ノ東京支店ニ交付スルモノトス

第三條 乙カ本契約調印後甲ヨリ前条資金ノ全額交付ヲ受ケサル以前ニ於テ丙ノ請求ニ応シ借款金額金式千万円也迄丙ニ対

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

- シ貸出ヲ為シタルトキハ乙ノ立替金ニ対シ其ノ貸出当日ヨリ前条ニ依ル  
資金交付ノ前日迄ノ利息ハ年五分ノ割合ヲ以テ乙之ヲ取得スルモノトス
- 第四条 乙ハ丙トノ間ニ締結シタル借款契約ニ基キ丙ヨリ借款元利金ヲ取  
立テタル都度之ヲ甲ニ支払フモノトス
- 第五条 前条取立金ノ支払地ハ東京市トス
- 第六条 乙ハ本借款元利金ノ取立其ノ他担保ノ保全等ニ関シ最善ノ注意ヲ  
払フコト勿論ナルモ万一丙ニ於テ元利金ノ延滞ヲ為シ又ハ其ノ支払不能  
ニ陥リタルトキハ乙ハ甲ニ対シ之カ支払ノ責ニ任セサルモノトス右契約  
ノ証トシテ本書參通ヲ作成シ甲式通乙書通ヲ保有スルモノトス
- 昭和七年四月參拾日
- 甲 三井合名会社  
代表社員社長 三井八郎右衛門  
業務担当社員 岩崎小弥太
- 乙 朝鮮銀行  
總裁 加藤敬三郎
- (2) 三井合名会社改組時、一九四〇（昭和十五）年までの満州国借款の利子受  
取りと元金償還とは、下表のように当初の契約通りに履行されている。
- (3) 「財団法人三井報恩会設立許可申請書類」綴。なお、三井報恩会事務所は  
東京日本橋室町の三井本館ビル三号館に置かれた。
- (4) 実際の助成事業にたいする寄附金は次表のようであった。
- (5) 将来予定される増資払込み金の肩替りも重要な意味をもっていた。
- (6) 直系会社の「株式公開」は、三井合名会社の株式売却に先立って、一九三

満州国借款利子および償還額

年月日	利子受取り額	償還額
1933. 5. 6	第1年度分5% 424,493 <sup>円</sup>	
1934. 5. 7	第2年度分5% 500,000	
1935. 5. 7	第3年度分4% 400,000	第1回償還 1,000,000
1936. 5. 6	第4年度分4% 360,000	第2回償還 1,000,000
1937. 5. 6	第5年度分4% 320,000	第3回償還 1,000,000
1938. 5. 6	第6年度分4% 280,000	第4回償還 1,000,000
1939. 5. 5	第7年度分4% 240,000	第5回償還 1,000,000
1940. 5. 6	第8年度分4% 200,000	第6回償還 1,000,000
		残高 4,000,000

出所) 利子: 「収支勘定元帳」  
償還額: 「繰替金勘定元帳」

三（昭和八）年上期におこなわれた。たとえば、三井物産会社は東洋レヨン会社新株式を約三三万株（新株式四〇万株のうち）、三井鉱山会社は東洋高圧会社約二〇万株（総株式四〇万株のうち）、三池窒素会社約一〇万株（総株式二〇万株のうち）をそれぞれ売却した。ただし、売却理由は、持株を五〇パーセント以下にし、税法上同族会社の認定を避けることを第一としている。

### 三 資金需要の増大とその対応

#### 1 投資需要の増大

昭和恐慌下で、三井合名会社の投資関係会社の増資は、ほとんどおこなわれず、三井合名会社の投資額は、この間停滞状態にあった。むしろ、関係会社のなかには経営の悪化で減資をおこなった会社もある。

芝浦製作所は一九三一（昭和六）年上期、資本金二〇〇万円から半額減資をおこない、三井合名会社は同期に五六九万余円の減資欠損金を償却している。日本製鋼所は一九三一（昭和六）年下期、不振の製鉄部門の分離による輪西製鉄会社（資本金一九〇〇万円）の設立によって、資本金三〇〇万円から半額減資をおこなっている。この時、三井合名会社は出資金の減資分一八七万五〇〇〇円として輪西製鉄会社株式三七五〇株（一八七万五〇〇〇円）を得ている。また、一九三（昭和六）年上期には、東京発電会社の東京電燈会社への吸収合併によって、三井合名会社は一五六万円余の合併損金を生じている。

三井報恩会の助成寄附金

年 度	社会事業	文化事業	特別事業	合 計
1934	527,873 (381件)	381,902 (93件)	999,695 (1件)	1,954,470 (475件)
1935	769,974 (352)	410,954 (26)	797,900 (8)	1,978,828 (386)
1936	654,456 (372)	401,227 (43)	2,100 (1)	1,057,783 (416)
1937	520,405 (347)	374,289 (47)	1,243,891 (2)	2,138,585 (396)
1938	718,245 (324)	442,822 (46)	799,329 (1)	1,960,396 (371)
1939	578,457 (311)	437,542 (41)	958,255 (6)	1,974,254 (358)
1940	469,886 (313)	413,545 (46)	490,600 (5)	1,374,031 (364)

出所) 財団法人三井報恩会「事業報告」

直系会社の三井鉱山の場合でも、資本金一億円にたいする増資払込み金は、一九二〇（大正九）年上期の第一回払込み以後徴収されず、第二回払込みは、一九三四（昭和九）年上期になってからであった。直系会社の資金需要に直接かわる直系会社による関係子会社投資も、三井物産会社、三井鉱山会社とも、この昭和恐慌期には増えていない。<sup>(1)</sup>

このような停滞状況が一変するのは、満州事変の開始による軍需景気がブームとなりはじめた一九三四（昭和九）年かからであった。第一一表は一九三二（昭和七）年下期以降における三井合名会社の株式投資と株式売却とを集計したものである。この表を参照しながら、昭和恐慌期以後の株式投資資金需要の増大について、主要関係会社別に検討しよう。

#### 芝浦製作所・東京電気会社

同社は減資後二年、一九三三（昭和八）年三月に五〇〇万円の増資（資本金一五〇〇万円へ）

を決めた。新株式一〇万株は現持株比で割当てられる予定であったが、芝浦製作所の経営回復に不安をもつ多くの株主が辞退したため、三井合名会社がその大部分九万六九七三株（当初割当数五万六四三三株）を引き受けた。この払込み金予定総額は、四八四万八六五〇円で、第一回払込み金は二五パーセント（一株につき二二五〇銭）一二万二一六二五〇銭であった。同社増資新株式にたいする以後の払込みは、二五パーセントずつ一九三四（昭和九）年下期に第二回、一九三五（昭和一〇）年上期に第三回、一九三六（昭和一一）年上期に最終第四回が徴収された。しかし、実際には中途の一九三四（昭和九）年下期の第二回払込み後に、三井合名会社は、東京電気会社へ新株式三万株を交換譲渡で与えたので、一九三三～三六年にわたる最終的な払込み金総額は、四〇九万九六五〇円であった。

さらに、芝浦製作所は一九三七（昭和一二）年一月倍額増資（資本金三〇〇〇万円へ）を決め、三井合名会社は増資新株式一〇万九八三八株を引き受けた。この払込み金予定総額は五四九万一九〇〇円で、第一回払込みは二五パーセント（一株につき二二五〇銭）一三七万二九七五円であった。以後、同年下期、一九三八（昭和一三）年上期、一九三九（昭和一四）年上期にわたって、各々二五パーセントずつ払い込まれた。最終払込みの時に株数が若干減り、一〇万五〇八八

第11表 三井合名会社の投資需要と株式処分（1932下～1940上）

	株 金 払 込 ・ 株 式 取 得		株 式 売 却		
	種 類 ・ 数 量	外 金 額	種 類 ・ 数 量	金 額	売 却 先
1932年下期			電 気 化 学 13,000 <sup>株</sup>	552,500 <sup>円</sup>	
1933年上期	芝浦製作所増資第1回払込 96,973 <sup>株</sup> 東京海上火災増資第1回払込 小 計	1,212,162 <sup>円</sup> 469,200 1,681,362			
1933年下期	電気化学新株第3回払込 19,200	240,000			
1934年上期	三井鉱山新株第2回払込 500,000 北海道炭礦汽船新株第3回払込 67,919 小 計	2,500,000 509,392 3,249,392	この両期第10表に記載		
1934年下期	三井鉱山新株第3回払込 500,000 芝浦製作所新株第2回払込 96,973 王子製紙新株第4回払込 94,960 鐘淵紡績新株第2回払込 42,864 東京電気新株 20,000 東京高速鉄道引受第1回払込 20,000 小 計	2,500,000 1,212,162 1,187,000 535,800 交換取得 100,000 5,534,962	台湾製脳 37,421 芝浦製作所 30,000	清算分配金国債 交換譲渡	85万円（解散） 東京電気
1935年上期	芝浦製作所新株第3回払込 66,973 大日本セルロイド増資第1回 払込 44,576 日本アルミニウム引受第1回 払込 10,000	837,162 557,200 125,000			

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

	小 計	1,519,362				
1935年下期	三井鉱山新株第4回払込	500,000	2,500,000			
	満洲拓殖引受第1回払込	50,000	1,500,000			
	北海道炭礦汽船新株第4回払込	67,919	339,595			
	小 計		4,339,595			
1936年上期	三井鉱山新株第5回払込	500,000	2,000,000	王子製紙 旧 15,000 新 15,000	3,225,000	三井生命
	芝浦製作所新株第4回払込	66,973	837,162	芝浦製作所 30,000	2,475,000	
	王子製紙新株第5回払込	79,960	999,500	日本製鉄 4,180	269,610	
	“ 増資第1回払込	144,920	1,811,500			
	日本アルミニウム第2回払込	10,000	125,000			
	東京高速鉄道第2回払込	20,000	100,000			
	小 計		5,873,162		5,969,610	
	1936年下期	満洲航空増資第1回払込	2,800	1,400,000	小野田セメント 旧 3,000 新 3,000	
満洲拓殖第2回払込		50,000	500,000	大日本セルロイド 旧 30,720 新 19,576	2,500,182	
台湾拓殖引受第1回払込		12,000	150,000	電気化学 旧 6,000 新 19,200	1,312,200	
日本アルミニウム第3回払込		10,000	125,000	北海道炭礦汽船 旧 50,000	4,000,000	
三井鉱山新株第6回払込		500,000	1,500,000	王子製紙 旧 10,000 新 30,000	2,050,000	
“ 第7回払込		500,000	6,500,000	現物出資 20,000	1,900,000	
日東拓殖農林引受第1回払込		199,100	(8,959,500)	芝浦製作所	2,890,000	
東京電気新株(1株30円払込)		10,000	交換取得	“ 30,000	285,000	
				“ 3,000	285,000	
				王子製紙 旧 10,000	930,000	
				帝国劇場 3,364	84,100	

	小 計		10,175,000	芝浦製作所 10,000	交換譲渡 16,389,982	東京電気
1937年上期	三井物産増資第1回払込	498,505	12,462,625			
	鐘淵紡績新株第3回払込	42,864	535,800			
	東京電気新株第5回払込	30,000	150,000			
	芝浦製作所増資第1回払込	109,838	1,372,975			
	三井鉱山新株第8回払込	500,000	1,500,000			
	満州拓殖第3回払込	50,000	500,000			
	東京高速鉄道第3回払込	20,000	100,000			
	小 計		16,621,400			
1937年下期	王子製紙新株第2回払込	114,920	1,436,500	王子製紙 10,000	955,000	千代田生命
	日本アルミニウム第4回払込	10,000	125,000	" 5,000	478,500	大正海上火災
	大日本セルロイド新株第2回払込	25,000	312,500	" 1,500	144,750	大阪商事
	芝浦製作所新株第2回払込	109,838	1,372,975	満州拓殖 50,000	(2,500,000)	100万円貸付金へ
	満州合成燃料引受第1回払込	112,000	1,120,000	台湾拓殖製茶 7,332	(1株50円払込)	公社へ振替
	朝鮮林業開発引受第1回払込	40,000	200,000			合併振替
	満州拓殖公社引受第1回払込	50,000	満州拓殖株式会社 (1,500,000)			
	鐘淵紡績新株第4回払込	42,864	535,800			
	北海炭礦汽船新株第5回払込	67,919	679,190			
	満州航空優先第7回払込	1,500	450,000			
	東京電気新株第6回払込	30,000	450,000			
	日本製鋼所増資第1回払込	37,500	468,750			
	帝国燃料興業引受第1回払込	46,000	230,000			
	小 計		7,380,715			



1938年上期	大日本セルロイド新株第3回 払込	25,000	312,500	王子製紙 旧	30,500	2,968,000	野村証券・大阪商事
	東京電気増資第1回払込	15,000	187,500	” 新	20,000	1,182,100	”
	芝浦製作所新株第5回払込	109,838	1,372,975	” 旧	3,000	288,600	三井生命
	東京高速鉄道第4回払込	20,000	100,000	日本製鋼所 新	3,000	91,500	”
	満州航空新株第2回払込	1,500	300,000	” 新	3,000	91,500	大正海上火災
	三井鉱山新株第9回払込	500,000	8,500,000	鐘淵紡績 旧	10,000	2,671,500	三井信託
	三井物産新株第2回払込	498,505	9,970,100	日本製鋼所 新	37,500	3,757,500	三井鉱山
	日本アルミニウム増資第1回 払込	20,000	250,000	夕張鉄道 旧	10,000	550,000	”
	満州拓殖公社第2回払込	50,000	貸付金ニテ (165,000)	” 新	10,000	1,500,000	”
	北海道炭礦汽船新株第6回払込	67,919	679,190	輪西鉱山	3,750	1,500,000	”
			日東拓殖農林	19,800	891,000	”	
			東神倉庫 旧	29,400	2,940,000	三井物産	
			” 新	94,000	7,050,000	”	
	小 計		21,672,265		23,981,700		
1938年下期	三井鉱山新株第10回払込	500,000	10,000,000	鐘淵紡績 新	22,000	1,689,700	三井信託
	北支那開發引受第1回払込	67,820	847,750	鐘淵実業	15,517	454,648	”
	中支那振興引受第1回払込	19,900	248,750	”	17,000	486,100	”
	三井鉱山増資第1回払込	997,000	24,925,000	芝浦製作所 旧	1,900	544,350	三井生命
	帝国燃料興業第2回払込	46,000	230,000	” 新	4,750		
	鐘淵紡績増資第1回払込	54,196	677,450				
	鐘淵実業引受第1回払込	32,517	406,462				
	北海道炭礦汽船増資第1回払込	114,838	1,435,475				
	小 計		38,770,887			3,174,798	
1939年上期	台湾拓殖第2回払込	12,000	150,000	鐘淵紡績 新	32,196	2,570,025	大阪商事外

	満州拓殖公社第3回払込	50,000	貸付金ニテ振替 (835,000)			
	満州合成燃料第2回払込	112,000	1,120,000			
	日本アルミニウム新株第2回 払込	20,000	250,000			
	東京高速鉄道第5回払込	20,000	100,000			
	帝国燃料興業第3回払込	46,000	460,000			
	東京芝浦電気新株第4回払込	105,088	1,313,600			
	小計		3,393,600		2,570,025	
1939年下期	大日本セルロイド新株第4回 払込	25,000	312,500	三井鉱山 新326,220	13,048,800	三井部内者
	朝鮮林業開発第2回払込	40,000	200,000			
	東京芝浦電気新株第2回払込	15,000	562,500			
	小計		1,075,000		13,048,800	
1940年上期	日本アルミニウム新株第3回 払込	20,000	250,000	三井鉱山 旧 35,000	3,150,000	三井11家・三井部内関 係者
	満州合成燃料第3回払込	112,000	1,120,000	新288,040	11,521,600	
	東神倉庫(同族会ヨリ買入)	3,000	343,000	三井銀行 旧200,000	(33,000,000)	三井11家(繰替金)
	東京高速鉄道第6回払込	20,000	100,000	三井生命保険 30,000	(2,550,000)	" "
	三井鉱山新株第2回払込	1,378,380	17,229,750			
	東京芝浦電気増資第1回払込	236,226	2,952,825			
	小計		21,995,575		14,671,600	

出所) 三井合名会社「有価証券勘定元帳」より。

注) 1. 1件10万円以上の場合のみ。

2. ( )でくくったものは、実際の資金移動をとみなさないもので、小計からは除外した。

3. 1933年下期と1934年上期の株式売却分は前掲第10表に示した。

4. 円未満切捨て。

株となったので、一九三七〜三九年にわたる最終的な払込み金総額は、五四三万二五二五円であった。

一九三九（昭和一四）年七月、芝浦製作所は東京電気会社と対等合併し、東京芝浦電気会社（新資本金八七〇〇万円）となつた。すでに、三井合名会社は一九三四（昭和九）年下期、芝浦製作所新株式三万株と交換に東京電気会社株式二万株、さらに、一九三六（昭和一一）年下期に同株式一万株を入手するなど、合併の布石を準備していた。その間、東京電気会社にたいする新投資はつぎのようであつた。一九三七（昭和一二）年下期、新株式三万株にたいして最終第六回四五万円を払い込み、つづいて、一九三八（昭和一三）年上期、増資新株式一万五〇〇〇株、この払込み金予定額七五万円を引き受け、第一回二五パーセント（一株につき二二五〇銭）払込み（一八万七五〇〇円）をおこなつた。この残り七五パーセントは、合併後の一九三九（昭和一四）年下期に全部払い込まれ、払込み金総額は七五万円となつた。

合併後の東京芝浦電気会社は、一九四〇（昭和一五）年四月、倍額増資（資本金一億七四〇〇万円へ）を決定した。三井合名会社は、その増資新株式二二万六二二六株を引き受け、第一回二五パーセント（一株につき二二五〇銭）二九五万二八二五円が払い込まれた。引受け新株式の払込み金予定総額は、一一八一万一三〇〇円であつた。

以上にみるように、重工業会社の芝浦ならびに東芝にたいする三井合名会社の投資は、一九三三～三六年に約四一〇万円、一九三七～三九年に約六一八万円を費やし、さらに一九四〇年以降さしあたり約一一八一万円が予定されていたのである。

**王子製紙会社**　芝浦製作所と同様、三井と深い資本関係にあつた同社の場合、一九二〇（大正九）年六月に決定された倍額増資（資本金五〇〇〇万円へ）の新株式にたいする払込み金は、一九二六（大正一五）年下期第三回払込みで五〇パーセントに達したまま、新たな徴収はおこなわれなかつた。一九三三（昭和八）年五月、前年秋から交渉が進んでいた王子製紙会社、富士製紙会社、樺太工業会社の三大製紙会社の合併が実現し、一大トラスト王子製紙会社（資本金一億四九八万円）が発足した。<sup>(3)</sup> 新王子製紙会社の代表取締役社長は、旧王子の藤原銀次郎が引き継ぎ、この一大トラストが旧王

子製紙会社の主導で成立したことは間違いない。だが、この合併によって三井合名会社の持株率は、三三・六パーセントから一挙にその三分の一の約一〇パーセントに下がった。

三井合名会社が、王子製紙会社株式を大量に売却したのは、この合併直後のことであった。他の株式に率先して王子株を売却した理由は、前でもふれたように、一大トラストにたいする社会的糾弾の回避、三井の持株率低下、株価の良好などが総合されていると考えられるが、売却の結果、その売却株自体の増資金需要が絶たれたことの意味も大きい。なおそれでも三井合名会社は、一九三四（昭和九）年下期、王子製紙会社新株式九万四九六〇株にたいする第四回四分の一額、一一八万七〇〇〇円を払い込み、さらに一九三六（昭和一一）年上期、同七万九九六〇株にたいする第五回四分の一額、九九万九五〇〇円を払い込んだ。そして、新株式全額払込み完了と同時に、一九三六（昭和一一）年五月、倍額増資（<sup>4</sup>資本金三億円）が決定された。三井合名会社はこの増資新株式一四万四九二〇株（払込み金予定総額七二四万六〇〇〇円）を引き受け、同年上期にこの新株式にたいして二五パーセント（一株につき二万五〇〇銭）一八二万一五〇〇円、翌一九三七（昭和一二）年下期に同一万四九二〇株にたいして、二五パーセント、一四三万六五〇〇円が払い込まれ、払込み金総額は三二四万八〇〇〇円となっていた。

以後、王子製紙会社にたいする払込みはないが、この一九三四〜三七年にかけて総額五四三万四五〇〇円が新たに払い込まれ、一九三七年でさらに二八七万三〇〇〇円の未払込み金が予定されていたのであった。

北海道炭礦汽船会社 同社は、芝浦、王子と並ぶ緊密な関係会社であった。一九一九（大正八）七月に決定された倍額増資（資本金七〇〇万円へ）の払込みは、一九二八（昭和三）年上期の第二回払込み（計三五パーセント払込み済）以後、停止していた。その間、同社株式の王子製紙会社株式につぐ大量売却処分がおこなわれ、三井合名会社の持株は半減している。

一九三四（昭和九）年上期、第三回一五パーセント払込み（一株につき七円五〇銭）がおこなわれた際、三井合名会社は、新株六万七九一九株にたいして五〇万九三九二円五〇銭を払い込んだ。以後、同数の株式にたいして、一九三五（昭和一〇）年下期第四回一〇パーセント（一株につき五円）払込みで、払込み金額三三万九九五円、一九三七（昭和一二）年下期第五回二〇パーセント（一株につき一〇円）払込みで、払込み金額六七万九一九〇円、一九三八（昭和一三）年上期最終第六回二〇パーセント（一株につき一〇円）払込みで、払込み金額六七万九一九〇円であった。一九三四～三八年の払込み金総額は、二二〇万七三六七円五〇銭である。そして、同社は一九三八（昭和一三）年九月、ふたたび倍額増資（資本金一億四〇〇〇万円へ）を決定し、三井合名会社はその新株式一二万四八三八株を引き受けた。その払込み金予定総額は五七四万一九〇〇円であったが、同時第一回二五パーセント（一株につき二円五〇銭）払込みで、一四三万五四七五円が払い込まれた。

したがって、三井合名会社が一九三四～三八年にかけて、同社への投資資金として必要とした総額は三六四万二八四二円であった。

**大日本セルロイド会社** 同社は、一九三四（昭和九）年一月、倍額増資（資本金二〇〇〇万円へ）を決定し、三井合名会社は増資新株式四万四五六株（払込み金予定額三二万八八〇〇円）を引き受けた。三五（昭和一〇）年上期第一回二五パーセント（一株につき二円五〇銭）払込みで、払込み金は五万七二〇〇円であった。その後売却によって、三井合名会社の持株は二万五〇〇〇株となり、一九三七（昭和一二）年下期、一九三八（昭和一三）年上期、一九三九（昭和一四）年下期の三回にわたって各々二五パーセント（一株につき二円五〇銭）ずつ、計九三万七五〇〇円が払い込まれた。結局、一九三五～三九年の投資総額は、一四九万四七〇〇円であった。

**鐘淵紡績会社**

同社の増資新株式にたいする第二回以後の払込みは、一〇年ぶりの一九三四（昭和九）年下期に第二

回がおこなわれ、一九三七（昭和一二）年上期第三回、同年下期第四回と相ついで徴収された。払込み金は各々二五パーセント（一株につき二四五〇銭）ずつ、三井合名会社の新株式持株は四万二八六四株と変わらなかつたので、各回五三万五八〇〇円、一九三四〜三七年の払込み金総額は一六〇万七四〇〇円であつた。

一九三八（昭和二三）年一月、同社の増資にあつて、三井合名会社は増資新株式五万四一九六株を引き受け、第一回二五パーセント（一株につき二四五〇銭）払込みで、六七万七四五〇円を払い込んだ。また、三井合名会社は、同期に同社の関連会社として設立された鐘淵実業会社の株式三万二五一七株を引き受け、第一回二五パーセント（一株につき二四五〇銭）払込みで、四〇万六四六二四五〇銭を払い込んでゐる。合わせて一〇八万円余の投資であつたが、この増資新株と鐘淵実業株は、第一回払込み後まもなく売却処分されてゐる。

**日本製鋼所** 同社は、一九三七（昭和一二）年七月、兵器受註の増加による工場拡張のため、倍額増資（資本金三〇〇万円へ）を決定し、三井合名会社は増資新株式三万七五〇〇株を引き受け、第一回二五パーセント（一株につき二四五〇銭）四六万八七五〇円を払い込んだ。だが、そのまま翌一九三八（昭和二三）年四月に、三井合名会社は旧株式ともども全所有株式を売却している。ただし、後にみるように売却先は三井鉱山会社である。

**満州・華北関係会社** 一九三〇年代後半において、三井合名会社の投資需要が増大した重要な理由に、満州・華北方面の事業会社への投資がある。満州事変にともなう満州・華北経営は、戦争が日中戦争へと拡大されるにつれて本格化し、その投資は国策的協力の名で要請されたのである。一九三五〜四〇年の間に、三井合名会社の新規投資は主な会社でつぎのように増加した。帝国燃料興業会社株式四万六〇〇〇株でこの払込み金九二万円、満州合成燃料会社株式一萬二〇〇〇株でこの払込み金二二四万円、満州拓殖公社株式五万株でこの払込み金二五〇万円、満州航空会社株式四三

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

○株でこの払込み金二一五万円、北支那開発会社株式六万七八二〇株でこの払込み金八四万七七五〇円、中支那振興会社株式一万九九〇〇株でこの払込み金二四万八四七五〇円、朝鮮林業開発会社株式四万株でこの払込み金二〇万円等であった。以上の払込み金総額は九一〇万六五〇〇円に達していた。

**直系会社** 直系会社の投資需要をみておこう。三井鉱山会社の増資新株式五〇万株にたいする第二回以後の払込みは、一九三四（昭和九）年上期第一二表つぎのようにおこなわれた。

こうして、一九三八（昭和一三）年下期までに、合計三七五〇万円が払い込まれ、新株式は全額払込み済となった。とくに、一九三六～三八年のわずか三年間で三〇〇〇万円が払い込まれたことに注目しておきたい。後でふれるように、当初の払込み資金は三井鉱山会社の三井合名会社への配当金の一部を振り替えて用立てられたが、払込み金の増加とともに株式の売却、借入金等を資金準備の手段とせざるをえなくなっていた。

資本金一億円の全額払込みを完了した三井鉱山会社は、生産力増強の一環として石炭増産、化学工業拡張等のために、ただちに一九三八（昭和一三）年九月、倍額増資（資本金一億円へ）を決定した。三井合名会社は増資新株式（二〇〇万株）の大部分九九万七〇〇株を引き受け、同時第一回二五パーセント（一株につき二五円）払込みで二四九二万五〇〇〇円を払い込んだ。一九三九（昭和一四）年九月、三井鉱山会社はこの増資新株式を五〇円株（二二円五〇

第12表 三井鉱山新株式にたいする三井合名会社の払込み金

年 期	1株当払込金	払込み金	
1934上	第2回	5円	250万円
	第3回	5	250
1935下	第4回	5	250
	第5回	4	200
1936上	第6回	3	150
	第7回	13	650
1937上	第8回	3	150
1938上	第9回	17	850
	第10回	20	1,000

錢払込み)二〇〇万株に変更のうえ、その一部を三井部内に分譲することにした。そのため、一九四〇(昭和一五)年上期の第二回二五パーセント(一株につき二二五〇錢)払込みの時、三井合名会社の持株は一三七万九七四〇株で、その払込み金は一七二四万六七五〇円であった。このように、三井合名会社は、一九三九~四〇年に三井鉱山会社にたいしてさらに四二一七万円余を投資せざるをえなかったのである。

三井物産会社の場合をみよう。同社は、一九三七(昭和一二)年一月、五〇〇万円増資(資本金一億五〇〇万円へ)を決定した。三井合名会社は、増資新株式四九万八五〇五株を引き受け、第一回二五パーセント(一株につき二五五円)一二四六万二六二五五円を払い込んだ。一九三八(昭和二三)年上期に、第二回二〇パーセント(一株につき二〇〇円)九九七万一〇〇円が払い込まれたので、三井合名会社の投資は、合わせて二二四三万円余となった。

それでは、以上みてきた投資需要の状況から、一九三〇年代における三井合名会社の投資動向についてまとめておこう。

第13表 1930年代における三井合名会社の投資動向(1931下~1940上)

時期	投資先 関係会社	満州・華北 関係会社	三井鉱山	三井物産	その他	合計
1931下~1937上	万円 1,233 % 25.2	万円 405 % 8.3	万円 1,900 % 38.8	万円 1,246 % 25.4	万円 114 % 2.3	万円 4,898 % 100.0
1937下~1940上	万円 1,506 % 16.0	万円 667 % 7.1	万円 6,065 % 64.3	万円 997 % 10.6	万円 192 % 2.0	万円 9,427 % 100.0
合計	万円 2,739 % 19.1	万円 1,072 % 7.5	万円 7,965 % 55.6	万円 2,243 % 15.7	万円 306 % 2.1	万円 14,325 % 100.0

出所) 第11表より作成。

注) 1. 投資先の区分は以下の通り。

関係会社: 芝浦製作所・東京電気・東京芝浦電気、王子製紙、北海道炭鉱汽船、大日本セルロイド、鐘淵紡績、日本製鋼所、電気化学工業

満州・華北関係会社: 帝国燃料興業、満州合成燃料、満州拓殖・同公社、満州航空、北支那開発、支那振興、朝鮮林業開発

その他: 東京海上火災、東京高速鉄道、日本アルミニウム、鐘淵実業、東神倉庫

2. 万円未満切捨て。



三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

第14表 三井鉱山・三井物産会社社外投資  
(1632上~1940上)

年 期	三井 鉱 山 社 外 投 資	同 指 数	三井 物 産 社 外 投 資	同 指 数
1932 上	28,116,082	100	47,769,519	100
1932 下	30,788,627	110	49,579,419	104
1933 上	38,226,907	136	51,408,986	108
1933 下	35,803,477	127	53,603,261	112
1934 上	36,266,706	129	57,127,925	120
1934 下	43,117,961	153	61,454,713	129
1935 上	46,868,740	167	64,764,988	136
1935 下	48,683,065	173	68,369,488	143
1936 上	52,081,881	185	69,713,850	146
1936 下	54,765,104	195	75,625,825	158
1937 上	53,132,449	189	93,233,475	195
1937 下	61,010,235	217	115,986,563	243
1938 上	68,223,945	243	116,921,400	245
1938 下	87,512,495	311	135,911,450	285
1939 上	101,446,282	361	144,761,600	303
1939 下	91,019,027	324	162,811,855	341
1940 上	112,331,613	400	171,621,477	359

出所) 両社各期「貸借対照表」より。

注) 1. 三井鉱山会社期末

1932上~1935下: 上期5月31日・下期11月30日

1936上~1939下: 上期4月30日・下期10月31日

1940上期9月30日

三井物産会社期末

1932上~1935下: 上期4月30日・下期10月31日

1936上~1940上: 上期3月31日・下期9月30日

資増大とによって、年々巨額の資金を必要としていたのであり、その資金需要が、三井鉱山会社全株式を所有する三井

業費投下と関係子会社への投融資

とくに後期に著増することである。第三に、この時期の三井合名会社が極力株式の新規引受けを避けていたにもかかわらず、満州・華北関係会社への投資がかなりおこなわれたことである。また、関係会社への投資も、その株式をかなり処分したにもかかわらず、全般的にかなりの額となっていることも注目される。

この時期の三井鉱山会社は、第一四表にみるように多額の起

一九三〇年代について、日中戦争の開始された一九三七(昭和一二)年七月を境に投資需要を区分すると第一三表にみるような傾向が示される。それは、まず量的に前期にくらべて後期が約二倍に増えることであり、本格的な投資需要の増大が、日中戦争開始後であったことを物語っている。つぎに、前期・後期を通じて三井鉱山会社の投資が巨額であり、

合名会社に要請されるのは当然であった。三井物産会社の場合は、生産拡充のために多額の固定資本投下を必要とする鉱山の場合と、その資金需要の趣きは異なっていたが、対満州・華北経営への積極的進出を開始すると、資金需要は増大していった。三井物産会社の関係子会社投資は、同じく第一二表にみるように著増し、三井物産会社の全株式を所有する三井合名会社にたいして資本増加が要請されることになったのである。

つぎに、このような投資需要の増大にたいして、三井合名会社がどのように対処したかを検討しなければならぬが、その前に、もう一つの問題、経費の増大についてみておこう。

- (1) 三井物産会社、三井鉱山会社の関係会社投資も、この期間下表のように停滞状況であった。
- (2) 三井合名会社の引受株式は増資株式総数の一三・六パーセントであった。なお、同時に三井物産会社が二万株、三井生命保険会社が二万二三四八株をそれぞれ引き受けている。
- (3) 王子製紙会社、富士製紙会社、樺太工業会社の合併株式比は、王子一〇〇株にたいして富士一四〇株、樺太二四五株の割合であった。
- (4) この時の倍額増資は、厳密にいえば、現資本金一億四九八万八〇〇〇円(二九九万九七六〇株)にたいして、増加資本金一億五〇〇二万二〇〇〇円(三〇〇万二四〇株)であった。
- (5) 残り三〇〇〇株は、三井家同族へ割当てられた。
- (6) この時、旧株式も一株一〇〇円から五〇円に分割された。
- (7) この場合も残り一四九五株は、三井家同族へ割当てられた。

## 2 経費の著増

一方で、三井合名会社はこの時期経費の著増によって、支出金を増大させていった。経費著増の主要な要因は、租税の増徴、寄附金等の増加、人件費等の膨張、借入金利子の急増、以上の四つであった。前掲の第六表(二五三ページ)の

両社の関係会社投資

期	三井物産	三井鉱山
1929年上期	4,519	2,440
1932年上期	4,776	2,489

支出構成を参照しながら以上の四点を確認しておこう。

まず、「諸税公費」額は、各期バラつきながらも三〇年代前半に漸増して、一九三七（昭和一二）年上期から加速度的に増え、一九四〇（昭和一五）年上期には一〇〇〇万円近くまで達していた。なお、一九三三（昭和八）年下期と一九三四（昭和九）年上期とに多いのは、前述した株式大量売却処分による差益金に課税されたからである。諸税の大部分を占めるものは法人所得税で、累進課税であるため、手取り利益金を増やすために収入金を増やせば、所得税はますます増えるという関係にあった。一九三七（昭和一二）年以降の戦時大増税がそのまま影響していることを窺うことができる。

租税負担の増大は、実はもう一つの重大な問題をはらんでいた。それは、三井合名会社の社員である三井一家が受け取る三井合名会社からの配当金にたいして、さらに個人所得税が賦課されたことである。したがって、最終的に三井一家の手取り収入を増やすためには、累進的課税を三井家にかかる個人所得税と三井合名会社にかかる法人所得税との二重に覚悟しなければならなかったのである。しかも、この問題にさらに三井家相続税問題が加わった時、もはや事態は深刻な破局を予測させるものであった。この点は、節を改めてのべるが、結論的に指摘しておけば、三井家の相続税が、換価不可能な三井合名会社の持分にたいする時価評価額をもとに課税されたことである。一九三三（昭和八）年に家督を譲った三井八郎右衛門高棟の場合、総領家としての三井合名会社持分ならびに個人資産にたいする課税評価額は一億六六四六万円余で、その相続税額は二一五〇万六六三〇円と決定された。

寄附金は一種の社会的公課負担と考えてもよいであろう。一九三〇年代には、三井報恩会設立基金三〇〇〇万円を最高額に、失業救済資金、飢饉救済資金の各三〇〇万円、支那事変出征兵士慰問献金一〇〇万円等を大口として、各種各口の寄附が急増していた。従来から、三井合名会社が窓口となりながらも、寄附金負担は、直系会社にも分担させていたが、つぎに掲げる資料に示されるように、三井合名会社は、寄附の方針を転換して積極的に対応している点が注目さ

れる。

従来ノ振合ハ

○大体金額ニ依リ合名、各店(特ニ三社)各折半負担ヲ標準トセリ

○右ニ応ズル為メ各店分ニハ営業ニ関係アルモノ其他世間ニ発表シテ支障ナキモノヲ選択セリ、然ラサル部分ヲ合名ノ負担トセリ

今後

○大体性質ニ依リ負担方法ヲ定メ金額ヲ顧慮スルコトヲ第二義的トスルコト

○直接営業ニ関係アルモノ極メテ公共的ノ性質アルモノ及時代ノ緊急的色彩アルモノノ外ハ各店ニ負担セシメス

○何ニ依ラス<sup>1/2</sup>ヲ合名ニテ負担ス、性質ニ依リテハ合名ニ於テ<sup>10/10</sup>ヲ負担ス

○新聞広告ハ各店ノミトス、新聞援助金ハ東神、生命、信託ハ負担セス

○東神、生命、信託、純個タル営業関係寄附及新聞広告料

○千円以下ノモノハ合名負担トス

営利法人ハ営利ノミヲ目的トシ公共的出損ヲ為ス可ラサルヤ、時代思想ト会社事業ノ変遷ハ此問題ニ付キ従来ノ親方ノ変更ヲ要求

シテ居ルト思フ

(昭和九年六月一四日、寄附金其他分九上分分担打合せ会に於ける資料、出席者池田・福井両常務理事、田村秘書課長、広島會計課長)

「諸給」には、給与の外に退職金引当て、恩給基金組入れが各々含まれている。一九三六(昭和一一)年四月の停年制実施の理由の一つは、これら人件費の問題にあったと考えられる。停年制と同時に退職金制度・恩給年金制度が改められ、経費の節減をはかったのである。

「利子」の急増は、一九三八(昭和一三)年上期からである。その理由は、もちろん多額の借入金が増加したことによって。多額の借入金が必要となったのは、投資資金と納税資金との急増のためであった。

ところで、経費の著増と関係して、三井合名会社は経営の合理化をおこなっていた。先に指摘した停年制の外に、一

九三六（昭和一一）年七月、三井合名会社は農林課に所属する農林事業を分離し日東拓殖農林会社（資本金一〇〇〇万円）を設立したこともその一環である。<sup>(2)</sup>台湾、朝鮮、北海道、美濃の農林業は全部新会社へ移された。三井合名会社の第一回払込み金九〇〇万円（二〇万株全額出資、一株につき四五円）は、その資産と振り替えられた。この時、不良資産二八五万円が臨時償却されている。その後一九三七（昭和一二）年七月、以前から三井合名会社とその茶園の受託経営をおこなってきた台湾拓殖製茶会社も、日東拓殖農林会社へ合併され、<sup>(3)</sup>長年にわたる同社への繰替金（美質上貸付金）が整理されている。

(1) 三井合名会社「昭和九年度会計課議案及報告」。

(2) 農林事業分離の理由について、三井合名会社はつぎのように記している。

「過去十年間ノ実績ニ於テ毎年平均約金貳拾万円ノ営業損失金ヲ生シ、茶況好転セル最近二年間モ未タ益金ヲ計上シ得ルニ至ラサル状態ニ在リ、之カ主因ハ現在ノ管理機構力尠大ニシテ事業ノ実力ト均衡ヲ失セル点ニ存スルヲ以テ……」〔昭和十一年下季理事會記録〕。

なお、この時、従来から三井各家の自家用に供せられていた戸越農園、下高井戸牧場は、三井合名会社に残された。

(3) 台湾拓殖製茶会社資本金四五万円（九〇〇〇株全額払込み済）のうち、三井合名会社の持株は七二五七株であった。合併後の日東拓殖農林会社は、資本金一〇四五万円（二〇万九〇〇〇株）で、三井合名会社の持株は二〇万七二五七株（持株率九・一六パーセント）となった。

### 3. 資金の調達

私はすでに、三井合名会社の資金調達の方式が、一九二〇年代半ばにおいて変化したことを指摘してきた。<sup>(1)</sup>要約すれば一九二〇年代半ば以前において（資本金三億円へ増資まで）、三井合名会社は多額の利益金の大半を毎期積立金として内部留保していたが、一九二〇年代半ば以降においては、その累積した積立金を一億円台に押え、社員配当金を増やした

うえて、年々増資払込み金を徴収し、払込み資本金を増加させてきたことである。

ところが一九三〇年代に入って、増資払込み金は、一九三一（昭和六）年上期の三〇〇万円徴収（増資払込み金総額四七〇〇万円）を最後に停止してしまった。にもかかわらず社員配当金は前掲第九表（二六一ページ）にみるように、利益金の大半を占める額が毎期分配されている。ということは、一九三〇年代において、三井合名会社は内部留保ないし増資払込みによる資金調達を全くおこなっていないことである。すなわち、以上の変化は、従来の資金調達方式が麻痺したことを意味している。その当初の原因は、恐らく昭和恐慌下で一九三〇（昭和五）年下期から一九三二（昭和七）年上期までの四期二年にわたって、三井合名会社の主要収入源である株式配当が大幅に落ち込んだことにあると考えられる。だが、昭和恐慌から回復後も事態が変わらなかった理由は、前述したような新たな資金需要の増大が生じたからに違いない。三〇年代半ば以降、後期繰越金が累増していく理由は、納税準備金の増加による。

それでは、従来の資金調達方式が停止したうえで、改めてどのような対応がなされたであろうか。まず、所有株式の売却である。すでに一九二〇年代において、三井合名会社はその所有株式を直系会社と一〇社程度の関係会社に限定し、新規所有による外延的拡大を三井物産会社や三井鉱山会社の直系会社に肩替りさせる方向をとっていた。<sup>(2)</sup>一九三〇年代に入っても、その傾向は基本的に変わらなかったといつてよい。したがって、株式の売却処分は、この関係会社株式からはじ

日東拓殖農林株式	三井鉱山株式	合 計	
		円	株
		20,997,562	(345,840)
		22,359,592	(302,040)
891,000(19,800)		25,559,950	(321,950)
		5,744,823	(93,363)
	27,720,400(649,260)	27,720,400	(649,260)
891,000(19,800)	27,720,400(649,260)	102,382,327	(1,712,453)

三井合名会社体制の破綻とその再編成（松元）

められた。さきにくべてきたように、三井報恩会設立基金に充当するため一九三三～三四年にかけて売却された株式は、王子製紙会社、北海道炭礦汽船会社、小野田セメント製造会社の株を主としていた。前掲第一〇表参照。なかでも王子製紙株式の売却数は旧株七万八〇〇〇株、新株六万三〇〇〇株に上り、三井合名会社の所有同社残り株式は旧株七万九九六〇株、新株九万四九六〇株（持株率約五・八パーセント）となった。一方で、この事實は財閥の「株式公開」として宣伝されたのである。北海道炭礦汽船株式の場合も、旧株・優先株・新株合わせて一〇万六〇〇〇株の売却により、残り株式は一六万九八三八株（持株率一二・一パーセント）<sup>4</sup>となった。また、小野田セメント製造株式の場合は、所有旧新各三万株のうち、その大半各二万七〇〇〇株を三井物産会社へ売却した。この場合、三井物産会社への売却は、必ずしも株式の「公開」を意味していない点に留意する必要がある。三井銀行株式と王子製紙、北海道炭礦汽船株式の一部が三井生命保険会社へ、また台湾電力、北樺太鋳業の株式が三井信託会社へと売却されている点も、同様の理由で注意したい。すなわち、この場合株式の「公開」を避けつゝ、資金の調達をはかったと考えられるのである。

つぎに、その後の株式処分を検討するために、第一五表を作成した。それによると以後の株式処分は、およそ四つの時期に区分できる。第Ⅱ期とした一九三六（昭和一一）年の株式売却は、王子製紙、北海道炭礦汽船、小野田セメント製造の

第15表 三井合名会社の株式売却（1933下～1940上）

売却種類 時期区分	関係会社株式	内三井直系会社 へ売却分	東神倉庫株式
	円 株	円 株	
I 1933下～1934上	20,997,562(345,840)	5,945,292(99,425)	
II 1936上～1936下	22,359,592(302,040)	12,665,492(198,676)	
III 1937下～1938上	14,678,950(178,750)	8,859,100(108,750)	9,990,000(123,400)
IV 1938下～1939上	5,744,823(93,363)	2,688,698(44,167)	
V 1939下～1940上			
合計	63,780,927(919,993)	30,158,582(451,018)	9,990,000(123,400)

出所) 第10表より作成。

株式に合わせて、さらに芝浦製作所、大日本セルロイド会社、電気化学工業会社の株式に及んだ。この期の売却金総額は、計算上二二三五万円に達するが、實際上そのうち三井物産会社への売却分約九二六万円は、一九三七（昭和一二）年一月に実施された三井物産会社の増資第一回払込み金に振り替えられたと考えられる。その意味するところは、後にみられる場合と同様、増資にたいする多額の払込み金予定額を有する関係会社株式を直系会社に肩替りさせると同時に、その株式と交換に投資先としてより有利な直系会社株式の所有を増加させることであつた。そのうえ、売却後も三井財閥の所有であることに変わりなく、まさに一石三鳥の効果をもつたといえる。

残りの一三〇〇万円は、主に三井鉱山会社増資払込み金一〇〇〇万円に充當された。すなわち、三井鉱山会社への払込み金のために、大量の株式を売却せざるをえなかつたのである。

つぎに第三期では、一九三八（昭和一三）年上期の株式売却が大量である。だがそのうち、三井鉱山会社と三井物産会社との売却分は、前の例と同様に各々増資払込み金と株式との振り替えであつた。この時、三井合名会社の所有する日本製鋼所、夕張鉄道会社、輪西鉱山会社の全株式と日東拓殖農林会社の一部株式とが三井鉱山会社へ、また同じく東神倉庫会社の大半の株式が三井物産会社へそれぞれ譲渡された。直系会社の東神倉庫と三井合名会社の分身である日東拓殖農林との株式が手離されたことは、三井合名会社の資金繰りがいよいよ深刻化したことを示している。

その外、前年下期から引つづき王子製紙会社株式が売却され、また初めて鐘淵紡績会社株式が三井信託会社へ売られた。約八五〇万円の売却金は、芝浦製作所の増資払込み、満州関係会社への投資等に充當された。

つぎに第四期、一九三八（昭和一三）下期に三井鉱山会社の最終払込み金ならびに新規増資第一回払込み金合計三五〇〇万円を主として、多額の資金需要があつたにもかかわらず、三井合名会社の株式売却は五七〇万円ほどであつた。鐘淵紡績会社ならびに鐘淵実業会社と芝浦製作所との株式である。三井合名会社はその売却理由



に、「各社増資ニ伴ヒ現社有各社株式ニ付割当ヲ受クヘキ前記株式全部ヲ売却シ金繰緩和ニ資セントス」と記している。この時、売却を予定された株式には、上記の外に北海道炭礦汽船株式も上げられていたが、実際には売られていない。一方で、鐘淵紡績と鐘淵実業の増資新株式は全部売却されており、重化学工業投資にたいする重点策を窺うことができる。

第V期の一九三九〜四〇年になると、以前と異なった顕著な変化を指摘できる。すなわち、三井鉱山会社増資新株式が売却され合計二七七二万円が獲得されたことである。設立以来、三井鉱山会社株式を全て独占してきた三井合名会社が、それを一部にせよ他への分譲に踏み切ったことは、画期的な事件であった。売却による資金獲得と同時に、今後とも多額の資金需要が予想される三井鉱山会社の増資負担の一部肩替りが考えられていたのであった。

もっとも売却先は、三井家、三井合名会社・直系ならびに準直系各社（三井銀行・三井物産・三井鉱山・東神倉庫・三井信託・三井生命・日東拓殖農林）の現重役ならびに関係者に限られ、いわゆる三井部内者分譲であった。そのうえ、分譲条件として「他ニ譲渡質入ヲ禁シ且原価ニテ買戻ニ応スルコト」という念書を入れさせている。この時、一株一〇〇円が一株五〇円に分割され、旧新株各二〇〇万株（旧一株払込み額五〇円、新一株払込み額一二五〇銭）となった。実際の分譲株式数は、新株式六一万四二六〇株で新株式総数の三〇・七パーセントであった。なお、この時、旧株式三万五〇〇〇株も三井家（共有で同族会管理）を主に、その他泉橋病院等に分譲されている。

この段階になると、三井合名会社は、加速度的に増える資金需要に対応するために、売却可能な関係会社株式をすべて処分し、直系会社株式を売却せざるをえなくなっていたのである。前掲第二表（三三七ページ）参照。ただ、ここで考えておかなければならないことは、株式売却により増資等による新たな資金需要を極力切り捨てることで、資金需要を押え、同時に資金調達をはかってきた三井合名会社の対応が、もはや限界に近づいていたことである。直系会社の株式

第16表 三井合名会社の主要借入金

年 月	借入金額	借 入 先	借 入 金 使 途
1938. 9	1,000	三井銀行・三井信託	三井鉱山最終払込金
1938. 10	3,500	三井銀行	三井鉱山増資払込金外
1938. 11	2,000	三井鉱山預り金	借入金返済(借替)
"	500	三井信託	" ( " )
1939. 1	600	三井銀行	配当金外
1939. 3	1,200	三井銀行・三井信託	
1939. 7	1,800	三井銀行・三井信託	
1940. 3	2,800	三井銀行・三井信託	三井鉱山第2回払込金外
1940. 5	300	三井銀行	東芝増資払込金
1940. 7	1,600	三井銀行・三井信託	配当金外

出所) 三井合名会社各期「理事会記録」より

売却はその一つの現われであり、また、つぎにみるように、三〇年代後半から株式売却による資金調達と平行して、多額の借入金が恒常化して累積しつゝあったことも、新たな対応を促す結果となった。

戦時経済の進展で重化学工業投資がますます増大するなかで、三井合名会社は、従来の対応を続けるとすれば、今後資産、その大部分を占める株式を次々に売却処分し、自らの本体を喰いつぶしていかざるをえなかった。すなわち、すでに、拡大発展のための手足を切り売りしてきた三井合名会社は、自らの存立基盤たる持株会社自体を否定するかどうかの瀬戸際に追い込まれていたのである。

それではつぎに、資金調達のためにおこなわれた当座借用とは別口の借入金についてみよう。資金の逼迫から三井合名会社が借入金に頼らざるをえなくなったのは、一九三八(昭和一三)年下期からであった。同年九月、三井鉱山会社新株式最終払込金一〇〇〇万円に充てるため、三井銀行ならびに三井信託会社から一〇〇〇万円を借入したのがそのはじまりであった。以後の借入金は、第一六表にみる通りである。各期末の借入金残高は、三井合名会社の改組直前を別にして、二八〇〇万円に一定しており、その額がいちおうの極度となっていたようである。三井鉱山会社の増資払込み

等、大口の投資需要に合わせた資金繰りを、借入金で都合していると考えられるが、税金引当て、さらには社員配当金をも借入金に依存するのは時間の問題になっていた。借入金はすべて三井銀行と三井信託会社とから、有価証券（株式・国債）担保の手形貸付契約で供給され、三井合名会社が借入を拒否されることはなかったと考えられる。しかし、借入金の増加は、一方で利子払いを急激に増大させることになり、経費の著増をもたらした。先に指摘した点である。

以上で明らかにしてきたように、一九四〇（昭和一五）年前後において、三井合名会社は資金の逼迫により、三井財閥本部としての資本統轄機関の機能を急速に喪失しつゝあった。一九〇九（明治四二）年に完成し、その後約三〇年間、強固な基盤を構築してきた三井合名会社体制は、今やその資本の集中ならびに統轄機能が痲痺し、崩壊の危機に瀕していたのである。

- (1) 前掲第二論文「一九二〇年代の三井合名会社」一七一ページ参照。
- (2) 同右一九五〇六ページ参照。
- (3) 王子製紙会社にたいする三井合名会社の持株率は、一九三三（昭和八）年五月の三社合併により、三一・五パーセントから三分の一の一〇・二パーセントへ下がった。
- (4) 売却前の三井合名会社持株率は一九・七パーセントである。
- (5) 昭和十三年九月二十九日三井合名会社理事会可決「株式売却之件」（昭和十三年下季理事会記録）。

#### 四 三井合名会社の破綻とその改組

三井合名会社のおかれた危機的事態について、三井部内で問題として取り上げられたのは、およそ一九三八（昭和一

三)年頃からといわれている。三井合名会社の財務問題に直接かかわり、経理事情に精通している会計課長(經理の最高責任者)の職に永らく在任した広島外蔵が、停年制の実施をきっかけに辞めた後、間もなく三井銀行から福田忍<sup>(1)</sup>が引き抜かれ、一九三八(昭和一三)年七月会計課長となった。この人事からも、当時三井合名会社にとって、財務問題が重要課題となっていたことを窺うことができる。一九三九(昭和一四)年一月には、三井合名会社使用人で三井家同族会担当の駒田民造から、初めて具体的な対策案を考えた「増税上ヨリ観タル三井家財産保全組織ニ就テ」と題する上申書が提出されている。この駒田案は、三井合名会社の清算による解散、現資産の三井家による直接所有を骨子とするものであった。

この頃から、三井合名会社体制の改組問題が具体的に検討されはじめたと考えてよい。だが、それ以上に改組の早急な実施を急がせたのは、一九四〇(昭和一五)年度大増税案の発表であった。そして、この大増税案が第七五議会で可決され、一九四〇(昭和一五)年四月一日から施行されることは必至の情勢であった。まさに、一九四〇(昭和一五)年三月三日が改組のタイムリミットと認識されることになったのである。このような状況下で、一九四〇(昭和一五)年一月三十一日福田会計課長のもとで、「税法改正ノ当社及三井家ニ及ボス影響ト改組ノ是非」と題する改組試案が作成された。この試案は実際の改組のたたき台となったものである。この会計課案をみよう。

#### 一、緒言

昭和十二年四月臨時租税増徴法実施以来政府は事変処理ニ伴フ国費ノ増高ニ対処シテ累年増税ヲ重ネ来リタルガ、本年四月ヨリ実施ヲ予定セル税法改正案ハ正ニ劃期的大増税ニシテ、当社並ニ三井家ニ対シ極メテ重大ナル影響ヲ及ボスモノナリ

今改正法案ガ其儘今議会議ヲ通過シ四月一日ヨリ実施セラル、モノトシ、当社並ニ三井家ガ現在機構ノ儘ニテ課税セラレ行クモノトセバ、当社ハ年々収益ヲ以テ税金ヲ支払ヒ切レザルコト、ナリ収益金ヲ以テ新タニ投資ヲナス余裕ナド全然無く、不足金ハ結局借

入金又ハ資産売却ニ依リテ之ヲ賄ハザルヲ得ザルコト、ナルベシ（昨年迄ハ税金支払ノ為メニ不足ヲ来シタルコトナク、借入金ヲ生ジタルハ鉱山株式払込其他投資ノ為メナリ）

勿論当社ニ課セラル、税金ハ当社ノ収益ヲ以テ之ヲ支払ヒ得べく、縦ヒ一時其支払資金ヲ借入ル、コトアルモ後日収益ヲ以テ之ヲ完済シ得ベシ、而シテ三井家ニ課セラル、税金モ所得税ハ如何ニ高率ナリトハ謂ヘ是亦配当金額以上ニ出ツルコトナキヲ以テ支払不能トナルベキ筈ナシ、故ニ右税金ノ支払ヒ切レザルト云フハ結局三井家ニ対スル配当金中所得税ヲ支払ヒ各家歳費ヲ控除シ其残額ニテ相続税ガ支払ヒ切レザルコトヲ意味スルモノナリ

然ラバ三井家ハ此不足金ヲ借入金ニヨリ一時支弁スルコトトシテ其返済ヲ如何ニスベキヤト云フニ結局二ツノ方法アリ、一ハ三井家ノ資産売却ナルガ今日三井家ノ資産ハ殆ンド全部当社出資金トナリ居ルヲ以テ三井家ニハ売却シ得ベキモノ無シ、他ハ当社ヨリノ配当金ナルガ当社ガ特別配当ヲ為サンガ為メニハ、当社資産売却ニ依ル臨時益ノ計上ヲ要シ此臨時益ニ対シテハ最近モ己ニ実験セル如ク五割以上ノ会社税ヲ課セラレ、而モ其配当金ニ対シテハ七割以上ノ所得税ヲ課セラレ純手取金ハ会社益金ノ一割五分ニモ足ラザル僅少ノモノナルヲ以テ勢ヒ当社ハ莫大ナル資産ヲ売却セザルヲ得ズ（配当制限モアルコトナレバ特別配当ヲナス代リニ当社ヨリ三井家ニ貸金ヲナスモ一策ニシテ且實際的ナルガ、三井家ガ此借入金ヲ当社ニ返済スルニハ非常手段トシテ出資金ト相殺スル手ナキニアラザルガ矢張り後日配当金中ヨリ済崩スルノ外ナカラン）仍テ当社ハ此際此難関突破ノ為メニ当社所有ノ物産株、鉱山株其他ノ有価証券、不動産等ヨリ生ズル収益ニ対スル二重課税ヲ免レ、且会社ノミニ課セラル、資産処分益ニ対スル課税ヲモ免ル、方策ヲ考究スルヲ要スル次第ナリ

其方策ノ一トシテ挙ゲラル、ハ当社ノ解散ニシテ解散ヲナストキハ其結果当社資産全部ガ三井家ノ個有ニ帰シ前項ノ目的ヲ完全ニ達シ得ベキモ、解散ヲナストキハ現行法ノ下ニ於テモ莫大ナル清算所得税ヲ課セラル、コト、ナリテ実行困難ナルノミナラズ収支勘定ノ上ニ於テハ（資産処分ノ場合ヲ除キ）現状ノ儘ヨリモ反テ不利益ナルコト後述ノ如シ

第二ノ方策トシテハ物産、鉱山両社ト当社ノ合併ガ考ヘラル、此場合清算所得税ハ後述ノ如ク賦課セラルコトナク而シテ当社資産ノ七六・八％ヲ構成スル物産、鉱山両社株式ガ三井家ノ個有ニ帰スル次第ナレバ前々項ノ目的ハ大部分達シ得ラルベシ、而シテ収支勘定ノ上ニ於テモ現状ヨリ遙カニ有利ナルコト是亦後述ノ如シ、故ニ三社合併ガ此際最良ノ方策ナリト思考ス  
以下卑見ノ概要ヲ記述スベシ

（以下二、三、四、省略、項目のみ記す）

- 二、当社が現在機構ヲ持統スル場合
- 三、当社ヲ解散スル場合
- 四、当社ヲ物産及鉾山両社ニ合併スル場合
- 五、結語

以上現状維持ノ場合、解散ノ場合並ニ三社合併ノ場合ノ利害得失ヲ概論セルガ尚此外ニ合名ト物産（又ハ鉾山）ヲ合併スルニ止メ置ク案、新タニ三井家ヲ株主トスル一社ヲ設立シテ之ニ合名ヨリ物産株其他ヲ譲渡シタル上物産ト合併シ一方合名ハ鉾山ト合併スル案等モ考ヘラルニ付之等ハ今後引続キ研究スルコト、スベシ

而シテ之マデ研究シタル所ニテハ三社合併ガ最モ有利ナル如クナルガ尚最後ニ二三思浮ビタル所ヲ附加ヘ置キタシ

一、三社合併ノ結果ハ事業ノ統制機関タル合名ガ其統督下ニ在ルベキ物産、鉾山ト同一体トナルト同時ニ銀行信託其他ノ金融会社ガ事業会社ノ傘下ニ統合セラル、コト、ナリ果シテ事業経営ノ円滑ヲ期シ得ベキヤ否ヤ聊カ懸念ナキニアラザルモ、此点ニ就テハ必シモ善後ノ良策ナキニアラザルベシ

一、解散ナラバ新税法施行前ニ実行ヲ要スルモ合併ナラバ急グニ及バズ、斯ノ如キ重大事ヲ急遽決行スルコトハ誤リノ基ナラン宜シク深考熟慮ノ上実行スベキナリ

尚又税法改正ヲ目前ニ控ヘ改正前ニ解散若クハ合併ヲナスコトハ時局ヲ認識セザルモノトノ批難ヲ受クル惧アリ、現下ノ社会情勢ニ照シ考慮を要スベシ

而シテ解散ハ税法改正後ハ絶対不可能ナルガ、合併ナラバ清算所得税及清算所得ニ対スル個人所得税ノ賦課ヲ免レ又ハソノ負担税額ヲ少額ナラシムルコトモ可能ナルヲ以テ改正後ニモ比較的容易ニ実行シ得ベシ

一、合併後減資ノ為メ未払込株金減少シ旧物産及鉾山ノ事業資金ヲ予定ノ如ク調達シ得ザルコト、ナルモ、此点ハ必要ニ応ジ増資ヲ申請スルトキハ事情ヲ斟酌シテ許可セラルベキニ付懸念ナカラシ

要するに、増税とくに相続税が三井家の担税能力をはるかに越えること、そのために三井合名会社が株式を売却して特別配当をおこなえば、三井合名会社の負担する売却差益にたいする法人税と、三井家の負担する配当金にたいする所

得税を合算して差引き、手取金は当初の一五パーセントにしかならないこと、したがって逆算して納税必要額を捻出するためには、三井合名会社の莫大な資産を売却せざるをえないことであり、これは三井合名会社の事実上の破産を意味することであった。当事者たちの三井家を中心とした考え方が注目されるが、いずれにしろ三井合名会社の機能が麻痺した事態を正確に判断しているといえる。

相続税の問題に若干ふれておくと、三井合名会社の資産評価額が約八億九二四万円（一九四〇年一月現在）の巨額に達するため、その資産を共有する三井一家が相続に際して、各家の持分割合で課税されると、処分不可能の資産であるにもかかわらず、相続税を多額にかけられるという問題であった。現実に、三井各家の代替りが続いた一九三六（昭和一）年以降、各家の相続税年賦額は急増し、一九四〇（昭和一五）年度は九六九万円が予定されていた。<sup>(2)</sup>

そこで、三井合名会社の収益にたいする二重課税を免れ、且会社のみ賦課される資産処分益にたいする課税をも免れる方法として二つの対策案が提案されている。一つは、三井合名会社の解散であり、もう一つは、三井合名会社、三井物産会社、三井鉱山会社の三社合併案であった。それでは、この二案についてどのような意見がのべられていたか、同じく前掲資料から摘記しよう。

解散案について。

当社ヲ解散ストキハ当社資産全部ガ三井家ノ個有ニ帰シ、物産、鉱山其他諸会社配当金、不動産収益等ニ対スル二重課税ヲ免レ、之等資産ノ売却差益ニ対スル課税ヲ免ル、等ノ点ニ於テ有利ナルコト争フ余地ナキ所ナルモ、解散ニ付テハ現行法ノ下ニ於テモ莫大ナル清算所得税ヲ課セラル、コト前述ノ如シ

このようにのべて、三井合名会社解散の場合、清算所得税は現行法で一億六一〇〇万円、増税改正法では五億一五〇〇万円の見込みと計算した。そして、一億六一〇〇万円の納税は、困難でも可能だが、五億円は絶対に無理であると

し、解散の場合は一九四〇（昭和一五）年三月三十一日がタイムリミットであることを指摘している。  
合併案について。

当社正味資産中物産及鉱山両社株式評価額ハ七六・八%ヲ構成スルコト前記ノ如ク、総資産ニ対シテモ約七〇%ニ達シ、又両社ヨリ受クル配当金収入ハ当社収入（但シ臨時収入ヲ除ク）ニ対シテ約七三・五%ヲ占メ、両社株式ハ当社ノ最重要資産ニシテ且ツ最重要収入資源ナリ

故ニ両社ト当社ガ合併スルコトハ両社ノ配当収入ニ対スル二重課税ヲ免レ、且ツ資産処分利益ニ対スル課税ヲ免ル、点ニ於テ、当社解散ノ場合ニ次グ有利ナル方策ナルコト多言ヲ要セザルベシ

この場合、三月三十一日までに急ぐ必要のないことはいうまでもない。改組後の三井家収支は、解散の場合、現行維持よりも年約二〇〇万円を減じ、合併の場合、逆に約一〇〇万円増と計算されている。結局、総合的見地から合併案の方が有利であることを結論づける意見であった。

三井同名会社会計課で改組試算作成後、ただちに、三井合名会社改組の対策委員会が組織され、委員長に向井合名常務理事がなり、委員には三井合名会社担当者外、三井物産会社、三井鉱山会社、三井銀行からも重役ならびに担当者が加わった。委員会は、いちおう「三井合名会社ハ現状ニテ可ナリヤ、改組スベキヤ、又ハ解散スヘキモノナリヤヲ研究スルコト」を目的に、一九四〇（昭和一五）年二月九日の第一回から、二月二〇日の第九回まで、連日の如く開かれ、結局つぎの成案にまとめた。

#### 第一案

三社合併ニ付キ官庁ニ対シ臨時資金調整法ニ基ク許可申請ノ内交渉ヲ即時進メルコト

#### 第二案

右内交渉ノ結果ガ三月中旬頃迄ニ判明セザル場合又ハ官庁ノ合併承認ヲ得ラレザル場合ニハ清算資金調達ノ見込ヲ立テタル上直ニ解散ノ手続キヲトリ、同時ニ事業統制機関タル新株式会社設立手続ヲ取ルコト



二月二六日から、解散の場合の清算所得税の資金調達を検討する金融委員会と、合併、解散それぞれの場合の事務審査委員会が開かれた。資金調達の具体的方法は、三月四日に答申されている。その後の経過については、今のところ記録が不明である。だが、実際には、三月二〇日付で三井合名会社と三井物産会社の二社合併契約が締結され、その合併認可申請書が三月二七日に大蔵省へ提出されている。その書類に添付された三井家代表三井高公の株式移動に関する念書の日付が、三月一四日となっていることは、一つの推測の材料を与える。すなわち、二月下旬かあるいは三月上旬に三社合併案の内認可申請書を提出し、それにたいして、三井鉱山会社を含むことに異議を付けられ、急拠三井鉱山会社を除く、二社合併案の提出となったと考えられる。三井鉱山会社を合併することにたいする問題点としては二つ考えられる。一つは、軍需工業会社として種々の統制や制約があったこと、もう一つは、三井部内者とはいえ株式が多数の株主に分譲されていたことである。前者の理由がより強かったと考えてよいであろう。

こうして、資本の集中・統轄機能をもつ本社機構や増大する投資資金の調達方法など多くの問題を懸案としながらも、三月中に二社合併による三井合名会社の改組を実行に移し、一九四〇（昭和一五）年八月二七日三井合名会社を合併した新三井物産会社が発足することになった。同時に、三井合名会社に替わる統轄機関として、三井一家の組合による三井総元方を設立し、三井財閥の本部機能を実質上継承させることになった。また、三井合名会社所有の金融会社株式は当局との了解事項として、合併前にすべて三井家へ譲渡された。この時、三井銀行旧株式二〇万株、新株式二七万六四二七株、三井信託会社株式九万六二三〇株、三井生命保険会社株式三万株が三井一家の共有となった。<sup>(3)</sup>

すでに一九三七（昭和一二）年一二月、財閥本社部門の株式会社化を実施した住友、三菱につづいて、三井財閥の本社

部門は新三井物産株式会社へ継承される形で株式会社となった。その結果、少くともこの新本社株式の公開、あるいは増資によって、社会的資金を動員し巨額の資金需要に応えることが可能となったのである。

(一九七五・一〇・二六)

(1) 三井銀行当時の地位は、広島支店長であった。

(2) 三井八郎右衛門(北家)の隠居による相続税を七か年賦で払い始めた一九三六(昭和一一)年以降における毎年の相続税納付金額は、つぎの通りであった。

北家以外の各家相続税も加わってその額は年々著増し、この時期の代替り分をたいする総額六七八三万円の相続税完納までに、向う一〇か年を要する予定であった。

(3) この代金六六二三万九二〇

円は、三井合名会社からの繰替金で支払い、繰替金の利子は、譲受け株式の配当金をそっくり充てることとした。すなわち、実際の代金授受はおこなわれず、株式の名義変更だけであった。ただし差益金にたいする課税を考慮して、譲渡は一九四〇(昭和一五)年上期と同下期とに二分されておこなわれた。

三井各家の相続税納付金額推移

年 度	相 続 税 金 納 付	納 付 の 各 家
1936	3,381	北家・若松町家
1937	4,974	北家・若松町家・伊皿子家
1938	8,389	北家・若松町家・伊皿子家・ 新町家・南家
1939	8,389	同上5家
1940	9,691	北家・若松町家・伊皿子家・ 新町家・南家・永坂町家
1941	9,691	同上6家
1942	9,691	同上6家
1943	6,310	伊皿子家・新町家・南家・ 永坂町家
1944	4,716	新町家・南家・永坂町家
1945	1,300	永坂町家
1946	1,300	同上
合計	67,832	

出所)「税法改正ノ当社及三井家ニ及ボス影響ト改組ノ是非」  
附表。

- 注) 1. 各家とも三井合名会社出資持分にたいする相続税のみ。  
2. 各家とも7か年賦延納である。  
3. 1940年から始まる永坂町家の場合、税額未確定のため予定額である。